

令和7年第1回定例会

雨竜町議会会議録

令和7年 3月 4日 開会

令和7年 3月12日 閉会

雨竜町議会

令和7年第1回雨竜町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年3月4日（火曜日） 午前10時00分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

議会報告、例月出納検査報告、行政報告、教育行政報告、行政常任委員会
所管事務調査報告

第 4 議案第 2号 負担付きの寄附の受納について

第 5 議案第 3号 負担付きの寄附の受納について

第 6 議案第 4号 負担付きの寄附の受納について

第 7 議案第 5号 負担付きの寄附の受納について

第 8 議案第 6号 負担付きの寄附の受納について

第 9 議案第 7号 負担付きの寄附の受納について

第10 議案第 8号 負担付きの寄附の受納について

第11 議案第 9号 負担付きの寄附の受納について

第12 議案第10号 負担付きの寄附の受納について

第13 議案第11号 負担付きの寄附の受納について

第14 議案第12号 負担付きの寄附の受納について

第15 議案第13号 負担付きの寄附の受納について

第16 議案第14号 負担付きの寄附の受納について

第17 議案第15号 雨竜町水泳プールを管理する指定管理者の指定期間の変更について

第18 議案第16号 令和6年度雨竜町一般会計補正予算（第7号）

第19 議案第17号 令和6年度雨竜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第20 議案第18号 令和6年度雨竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号)

- 第21 議案第19号 令和6年度雨竜町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 第22 議案第20号 雨竜町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第21号 雨竜町さわやかトイレの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第22号 雨竜町いきいき元気村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第23号 雨竜町農業集落排水事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 第26 議案第24号 滝川市と雨竜町における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約について
- 第27 議案第25号 雨竜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 令和7年度施政方針
- 町政執行方針
 - 教育行政執行方針
- 第29 議案第26号 令和7年度雨竜町一般会計予算
- 第30 議案第27号 令和7年度雨竜町国民健康保険特別会計予算
- 第31 議案第28号 令和7年度雨竜町後期高齢者医療特別会計予算
- 第32 議案第29号 令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計予算

○出席議員(8名)

1番 吉見拓也	2番 佐々木 徹
3番 木村啓治	5番 吉本周治
6番 野村耕次郎	7番 沖田浩一

8 番 須 見 栄 一

9 番 竹ヶ原 利 明

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

2 番 佐々木 徹

3 番 木 村 啓 治

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	白 川 久 純
農業委員会会長	高 島 智 之
代表監査委員	木 村 幸 一
副 町 長	源 英 博
会計管理者 （出納室長）	先 名 輝 彦
総務課長	安 田 尚 之
住民課長	高 瀬 則 道
産業建設課長	中 野 達 也
産業建設課室長	村 本 邦 広
産業建設課技術長	西 井 浩 司
総務課主幹 （総務）	梶 田 勝 也
総務課主幹 （企画財政）	長 原 康 雄
住民課主幹 （福祉生活環境）	青 柳 祐 揮 枝
産業建設課主幹 （農政林務）	宗 近 秀 靖
産業建設課主幹 （農村整備）	佐々木 督
産業建設課主幹 （商工観光）	小 川 智 代
産業建設課主幹 （建設管理）	西 井 浩 司

出納室主幹 (税務会計)	小川和宏
教 育 長	糸谷尚徳
教 育 課 長	瀧山智治
教 育 課 主 幹 (教 育)	北川 忠
農 業 委 員 会 長 農 務 局	中野達也
農 業 委 員 会 長 農 務 局 次	藤田岳民
監査委員事務局 書 記 局 長	小宮山 めぐみ

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	小宮山 めぐみ
主 査	石川 実砂希

(午前10時00分)

◎開会の宣告

○議長（竹ヶ原利明） おはようございます。議員及び説明員の欠席状況を局長に説明させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 議員及び説明員の欠席状況を報告いたします。

説明員であります住民課、佐々木主幹が所用のため欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） ただいまの出席議員は8名であり、定足数に達しておりますので、令和7年第1回雨竜町議会定例会を開会します。

本定例会の運営について議会運営委員会を開催し、協議を行っております。その内容を委員長、沖田浩一議員より説明いたします。

沖田浩一議員。

○議会運営委員会委員長（沖田浩一） おはようございます。令和7年第1回定例会の議事運営について、去る2月18日に議会運営委員会を開き、協議をしておりますので、報告いたします。

本定例会の日程、会期及び案件については、町長及び議長の提案どおりであり、町長提出議案は寄附の受納13件、指定管理の期間変更1件、補正予算4件、新年度予算4件、条例の制定8件、規約の変更1件となっております。次に、議会関係は発議1件、会議案1件となっております。なお、本日令和7年度施政方針について町政執行方針及び教育行政執行方針を聞くことといたします。また、諸報告の中では行政常任委員会所管事務調査報告を聞くことといたします。明日5日11時30分に受付を締め切る一般質問については、第9日の3月12日に行う予定としております。

以上で報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 本定例会について地方自治法第121条第1項に基づく出席要求による説明員は、配付資料のとおりであります。

◎開議の宣告

○議長（竹ヶ原利明） これより本日の会議を開きます。

議事日程について局長より説明させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 本日の議事日程について説明いたします。お手元に配付しております議事日程表を御覧ください。

令和7年第1回雨竜町議会定例会議事日程第1号。第1日、令和7年3月4日火曜日午前10時開議。日程番号1、会議録署名議員の指名。日程番号2、会期の決定。日程番号3、諸報告といたしまして議会報告、例月出納検査報告、行政報告、教育行政報告、行政常任委員会所管事務調査報告。日程番号4から16、議案第2号から第14号、寄附の受納13件。日程番号17、議案第15号、指定管理の期間の変更1件。日程番号18から21、議案第16号から第19号、補正予算4件。日程番号22から25、議案第20号から第23号、条例の制定4件。日程番号26、議案第24号、規約の変更1件。日程番号27、議案第25号、条例の制定1件。日程番号28、令和7年度施政方針2件。日程番号29から32、議案第26号から第29号、新年度予算4件。以上を本日の議題とするものであります。

なお、議件名については記載のとおりですので、朗読を省略します。

以上で説明を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） ただいま局長に説明させた日程により進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、令和7年第1回雨竜町議会定例会議事日程のとおり進めることといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条により、

2番 佐々木 徹 議員 3番 木村 啓治 議員
を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月4日から3月12日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、会期は、3月4日から3月12日までの9日間と決定しました。

お諮りします。会議規則第10条及び同条第2項の規定により、議事の都合から3月5日から11日までの7日間を休会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、3月5日から11日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎諸報告

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号3、諸報告を行います。

まず、議会報告を局長にさせます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） お手元に配付しております議会報告書を御覧ください。今回は令和6年12月10日から令和7年3月3日までの間のものでありますが、主なもののみ説明いたします。

6番の1月30日に空知町村議会議長会令和7年第1回定期総会が浦臼町で開催され、竹ヶ原議長が出席しております。令和6年度の会期報告の承認、令和7年度事業計画及び予算が議決されたほか、令和7年6月開催予定の北海道町村議会議長会定期総会における空知の提出議題、提案者について協議、決定されております。

そのほか議会の動静や各委員会の開催状況につきましては記載のとおりであり、説明を省略させていただきます。

以上で議会報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、例月出納検査報告を聞きます。

木村代表監査委員。

○代表監査委員（木村幸一） 例月出納検査の結果について報告申し上げます。

令和6年度会計、令和6年11月分については12月12日に、同じく令和6年12月分については1月14日に、同じく令和7年1月分については2月12日にそれぞれ実施しており、地方自治法第235条の2第3項の規定により、議長宛てに報告しております。写しがお手元に配付されていると存じますが、一般会計並びに国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水事業特別会計について関係諸帳簿、証憑書類並びに現金、預貯金を照合し、いずれも適正に執行されており、相違ないことを確認いたしました。

なお、各計数につきましては調書のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で報告申し上げます。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、町長より行政報告を聞きます。

白川町長。

○町長（白川久純） おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、雨竜町行政報告を申し上げます。

今回の報告は、令和6年12月10日から令和7年3月3日までのものでございます。

まず1番目に、一部事務組合議会の開催についてでございます。一部事務組合、2月17日から2月28日にかけて8件の議会が開催されたところでございます。資料1、1枚めくっていただきますと右肩、資料1とございます。こちらから説明を申し上げます。1番、空知中部広域連合議会が第1回定例会、2月17日に開催されております。私と竹ヶ原、野村各議員が出席してございます。報告の主なものでは、空知中部広域連合介護保険事業計画の変更ということで、当初計画の介護老人福祉施

設20床増床から地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護20床増床へと変更するものでございます。これは、奈井江町の施設に関係するものでございます。議案におきましては、令和6年の一般会計ほか事業会計の補正予算並びに令和7年度の一般会計ほか事業会計を審議し、全て原案どおり可決されたものでございます。

また、2番の中空知衛生施設組合議会が第1回定例会、2月26日に開催されております。木村、佐々木各議員と一緒に出席をさせていただいております。専決処分のほか、監査委員の選任ということで宮崎英彰氏が再任されたところでございます。また、令和6年の一般会計補正予算並びに令和7年の一般会計予算、それぞれ原案どおり可決されたところでございます。

3番目、石狩川流域下水道組合議会第1回定例会が2月26日に開催されておりました。吉本議員と共に出席をさせていただいております。令和7年の下水道組合の一般会計の関係、それから監査委員につきましては同じく宮崎氏の再任がされたところでございます。

右側に移りまして4番目、西空知広域水道企業団議会第1回定例会が2月26日に開催されております。須見議員、吉見議員と一緒に出席をさせていただいております。この中でも令和6年の補正予算並びに、めくっていただきまして令和7年の一般会計事業予算、全て原案どおり可決されております。

5番目、中・北空知廃棄物処理広域連合議会第1回定例会が2月28日に開催されておりました。木村議員と共に出席をさせていただいております。令和6年の一般会計補正予算、それから令和7年の一般会計予算、そのほかに一番下、中・北空知廃棄物処理広域連合広域計画について令和7年から令和9年までの3か年の計画の策定についてそれぞれ可決、決定をいただいたところであります。

右側に移ります。6番目、中空知広域市町村圏組合議会が第1回定例会、2月28日に開催されております。竹ヶ原、沖田各議員と共に出席をさせていただいております。ここでは監査委員2名の選出がされております。1名につきましては議員の選出ということで芦別市の大鎌光純氏、それから識見を有する者の選任につきましては宮崎英彰氏の再任がされたところでございます。令和7年の一般会計ほか3特別会計の事業予算、それぞれ原案どおり可決されたところでございます。

まためくっていただきまして7番、滝川地区広域消防事務組合議会第1回定例会が2月28日に開催されております。木村議員、野村議員と共に出席をさせていただいております。令和6年度の一般会計の補正予算、さらには令和7年度の一般会計予算について可決、決定をいただき、監査委員には宮崎氏の再任が可決されたところであります。

8番目、空知教育センター組合議会第1回定例会、2月28日、これは野村議員に出席をいただいております。専決処分におきまして補正予算、事業特別会計予算、それぞれ承認をいただき、それから令和7年の一般会計ほか、研修事業、研究事業特別会計につきましてそれぞれ可決、決定をいただいております。監査委員につきましては、宮崎氏の再任が可決、決定されたというところでございます。

資料戻っていただきまして1番最初のページ、その他の部分でございます。(1)、指定寄附金でございます。今回は、12月10日から3月3日の間に記載のとおり3件、合計で110万円のご寄附をいただいているところでございます。

(2)、ふるさと寄附金でございます。これは、12月1日から2月28日までの分でございます。寄附者、千葉県個人ほか6,678名、これは昨年同時期と比べますと6,191名の増でございます。寄附金額3億7,979万1,100円、昨年同時期と比べますと3億5,062万3,300円の増でございます。備考欄にあります寄附者の内訳であります。道内から876件、前年比では792件の増、道外からは5,803件、前年比で5,399件の増、合計で6,679件、前年比で6,191件の増となったところでございます。令和6年度2月末までの総額で5億9,130万3,200円、前年同期と比べますと4億4,726万3,200円の増となったところでございます。内訳は、道内で2,001件、前年比で1,440件の増、道外からは1万3,948件、前年と比べますと1万795件の増、全体で1万5,949件、前年比で1万2,235件の増となったところでございます。

1枚めくっていただきますと、企業版ふるさと寄附金をいただいたところでございます。ここに記載の3事業所から合わせて3件、220万円のご寄附をいただいております。それぞれ、ふるさと創生事業基金、雨竜町まち・ひと・しごと創生推進事業に充当するというので、大切に財源を活用させていただきたいというふう

に考えてございます。

なお、本定例会は令和7年度の町政執行方針並びに一般会計ほか特別会計、企業会計を提案させていただくこととなっております。議員各位におかれましてはよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、教育長より教育行政報告を聞きます。

糸谷教育長。

○教育長（糸谷尚徳） おはようございます。教育行政報告を行います。今回は、令和6年12月10日から令和7年3月3日までの間のものであります。

1番目の令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表についてでございます。資料1を御覧ください。全国体力・運動能力、運動習慣等調査が小学校5年生、中学校2年生を対象に実施されました。本年も昨年同様教育委員会で協議いたしまして、全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果を小中学校の保護者、議会議員、それから北海道教育委員会へ公表することといたしました。公表内容につきましては、各種種目の状況、レーダーチャートを活用したもの、それから体力合計点の全国との差の推移、総合評価の児童生徒の割合、児童生徒及び学校質問紙調査と分析、体力向上策などを示したものをこの資料1と書いてございます文書と裏面についていますA3判の表を付して本日付で小中学校の保護者に公表することといたしております。

それでは、A3判の資料を御覧いただきたいと思います。今回様式のレイアウトが昨年より変更となりまして、小中学校の結果が一体となりました。レーダーチャートについては、昨年までは全国100としていたものを本年から全国を50とし、本校分の男子は小中学校とも青色で、女子は赤で表示してございます。体力テストにつきましては、小学生、中学生とも8種目で行われております。持久走の種目では小学生が20メートルのシャトルラン、中学生は男子が1,500メートル走、そして女子が1,000メートル走で行っておりまして、投てき種目では小学生はソフトボール投げ、中学生がハンドボール投げとなっております。その他の6種目は、全て小中学校とも同じでございます。

それでは、最初に小学校の左側のレーダーチャートを御覧いただきたいと思います。小学校につきましては、5年生男子は青色でございますけれども、長座体前屈、右側のちょうど真ん中にあります欄です、長座体前屈、女子は上体起こしと50メートル走の2種目以外は全て全国平均を上回る結果となりました。体力合計点の全国の差の推移でも分かるように、男子で約7ポイント、女子で5ポイント上回る結果となっております。

右側の中学校の結果でございます。男子では握力と立ち幅跳びの2種目、女子は握力、上体起こし、立ち幅跳び、ハンドボール投げの4種目で全国平均を上回りましたが、体力合計点の全国との差の推移では男子で7ポイント、女子で2ポイントほど下回る結果となっております。

体力合計点総合評価の児童生徒の割合は、小学校男子では、ちょうど中ほどにありますけれども、色分けしてございますけれども、A、B、Cまでの評価に全員が該当しております。また、女子におきましてもA、B、Cの評価が全体の75%と全国平均を上回る結果となりました。

次に、右側の中学校男子でございます。Bがなくて、AとCで合わせますと57.1%、全国平均を大きく下回る結果となりました。一方、女子もA、B、Cそれぞれ評価が分かれておりますけれども、全体で75%と全国平均を約6%ほど下回る結果となっております。

児童生徒質問紙調査では、小学校の男女とも体育の授業は楽しいとの問いにいずれも全国平均を上回る結果となり、また中学校女子におきましても運動やスポーツをすることが好きとの問いに対しまして全国を大きく上回る結果となりました。一方、中学校男子におきましては、スポーツをすることは好きとの問いに対しまして全国平均を約22ポイントほど下回る結果となっております。

体力向上は、学力と同様に非常に重要な課題と捉えております。小中学校の分析結果を基に、今後における雨竜町としての体力向上策を下段に記載してございます。今後とも体力、運動能力の向上のために目標の設定やスポーツの意義、機会を設けまして調査対象以外の学年におきましても体力測定を実施し、中学校教諭の小学校への乗り入れ授業による体力づくりの指導をはじめ、社会教育事業における各種教室と連携

した取組、それから家庭と連携した運動習慣の確立など、引き続き子供たちの体力向上へ向け、学校と十分連携し、取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表についての説明を終わります。

次に、2番目の令和6年度雨竜中学校3年生の進路状況についてでございます。令和7年3月3日現在の高校別出願状況でございます。男子10名、女子7名、合計17名全員が高校への進学を希望しております。本日、学力検査が行われております。また、明日、一部の高校を除き、面接試験が行われます。学校に今朝確認したところ、全員が試験会場へ入ったとの報告がありました。17名全員の合格を願うところであります。なお、合格発表は3月17日であります。

次に、3番目の雨竜町スポーツ少年団の結果についてでございます。バレーボール少年団、1月11日、12日、江別市で第41回北海道小学生バレーボール選抜優勝大会が行われました。アルテミス雨竜が出場しております。結果は、3位という結果でございました。

4番目の雨竜町スポーツ賞等の表彰についてでございます。令和7年1月28日にスポーツ賞及びスポーツ奨励賞の表彰を行っております。表彰者につきましては、いずれも雨竜町バレーボールスポーツ少年団、アルテミス雨竜でございます。表彰理由については、それぞれ記載のとおりでございます。

5番目の雨竜中学校部活動の結果についてでございます。女子バレーボール部、令和7年2月1日、妹背牛町で第39回北海道中学校女子優秀チーム招待バレーボール大会が開催されました。雨竜中学校、沼田中学校の合同チームで出場し、優勝をしております。

以上で教育行政報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、行政常任委員会所管事務調査報告を聞きます。

吉見委員長。

○行政常任委員会委員長（吉見拓也） それでは、行政常任委員会所管事務調査報告を行います。

お手元の調査報告書を御覧ください。

日時につきましては、令和7年2月7日金曜日。

出席者につきましては、記載のとおりとなっております。

調査結果、いきいき元気村の維持管理と運営。いきいき元気村は、高齢者健康福祉センターいきいき館とパークゴルフ場が平成6年4月に運営を開始してから現在まで約30年間経過しており、施設の利用については浴場や大広間、会議室における各同好会、町内会での利用のほか、町の各種保健事業や介護事業も施設内で行われており、高齢者を含め、多くの町民が利用されている。パークゴルフ場も、かつては全日本選手権や全道大会なども行われていたが、競技人口の減少とともに利用者数も減少し、現在も年に数回の大会を開催している状況であるが、思うように利用者数が伸びていないのが現状である。

いきいき館の運営は、燃料高騰、物価上昇により経費が増大しているほか、今後大規模改修等を考えたとき、施設の利用料の改定も検討しなければならないが、利用料の改定は町民の負担につながり、公共浴場の観点からも今後見直しを検討する時期や改定額について見極める必要がある。また、パークゴルフ場の運営においても、利用者の状況を見ながら、いきいき館同様利用料の改定、維持管理の方法について今後検討すべきと考える。

経費節減を考慮し、平成18年度から指定管理者制度を導入して施設管理を委託してきたが、制度を廃止し、令和7年度からは町直営での維持管理を進めていくこととなるが、効率的な施設運営に向けての取組に今後期待している。

各施設とも人口減少に伴う利用者の推移などを重視され、今後も町民が安心して利用できるよう施設の維持管理に取り組まれない。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 以上で諸報告を終了します。

◎議案第2号ないし議案第14号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号4、議案第2号から日程番号16、議案第14号まで、負担付きの寄附の受納について、以上13件の議案について一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第2号 負担付きの寄附の受納について。

負担付きの寄附を受納したいので、地方自治法第96条第1項第9号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

議案第2号から議案第14号までの13件について一括説明とさせていただきます。本議案につきましては、内容といたしまして国営農地開発事業、北雨地区の桜山工区採草放牧地の関係でございます。工期といたしまして、昭和59年度着工の60年度で工事が完了していると。受益者がこの部分につきましては、未墾地取得資金を借入れいたしまして償還すると。その間に町が公共牧場として取得をする予定でございました。しかしながら、事業性質上、町での買入れができなくなったことから、町が受益者に債務を貸付けたものであります。今回事業完了後相当数の年数が経過していると、関係機関の了解も得ている、そして受益者にも説明をして了解を得ているということでございまして、今回貸付債務を免除することを条件といたしまして負担付寄附を受け、議会に諮るものでございます。

以降の詳細につきましては、担当課のほうから説明いたします。

○議長（竹ヶ原利明） 中野産業建設課長。

○産業建設課長（中野達也） それでは、議案と併せて議案第2号から第14号説明資料を御覧いただきたいと思います。

議案第2号でございます。寄附を受ける財産、雨竜町字尾白利加225番1107番地、公簿地目、畑、現況地目、山林、面積3万9,659平米ほか2筆で、合計面積5万8,454平米でございます。

3、寄附の条件、平成5年1月29日貸付けの雨竜町草地造成牧畜導入振興資金501万8,000円の債務を免除する。説明といたしまして、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、負担付寄附の受納を受けるものでございます。

議案第3号から議案第14号につきましては、説明資料で説明をいたしたいと思

ます。寄附を受ける財産の面積の合計額のみ説明申し上げます。議案第3号、寄附を受ける財産の面積の合計が6万9,734平米。議案第4号、寄附を受ける財産の面積の合計8万6,986平米。議案第5号、寄附を受ける財産の面積の合計6万6,440平米。議案第6号、寄附を受ける財産の面積の合計6万3,501平米。議案第7号、寄附を受ける財産の面積の合計8万9,433平米。議案第8号、寄附を受ける財産の面積の合計8万2,690平米。議案第9号、寄附を受ける財産の面積の合計4万7,156平米。議案第10号、寄附を受ける財産の面積の合計6万8,385平米。議案第11号、寄附を受ける財産の面積の合計7万9,360平米。議案第12号、寄附を受ける財産の面積の合計9万4,355平米。議案第13号、寄附を受ける財産の面積の合計4万9,245平米。議案第14号、寄附を受ける財産の面積の合計5万6,333平米。合計13件でございます、寄附を受ける財産の面積の合計で89万7,882平米の土地を寄附をいただくということでございます。条件といたしまして、草地造成牧畜導入振興資金貸付金合計額で6,259万3,000円の貸付金債務を免除するというを条件としてございます。

以上、議案第2号から第14号の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いたいと思います。

○議長（竹ヶ原利明） 議案第2号から第14号までの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第2号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 負担付きの寄附の受納については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第3号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 負担付きの寄附の受納については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第4号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 負担付きの寄附の受納については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第5号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 負担付きの寄附の受納については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第6号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 負担付きの寄附の受納については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第7号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 負担付きの寄附の受納については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第8号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 負担付きの寄附の受納については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第9号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 負担付きの寄附の受納については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第10号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 負担付きの寄附の受納については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第11号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 負担付きの寄附の受納については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第12号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 負担付きの寄附の受納については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第13号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 負担付きの寄附の受納については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第14号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 負担付きの寄附の受納については、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号17、議案第15号 雨竜町水泳プールを管理する指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第15号 雨竜町水泳プールを管理する指定管理者の指定期間の変更について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定する、雨竜町水泳プールを管理する指定管理期間を次のとおり変更したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

以下、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） 記、1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、雨竜町水泳プール、所在地、雨竜町字満寿28番地26。

2、指定管理者、有限会社雨竜興業。

3、指定の期間、変更前、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで、変更後、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

説明といたしまして、雨竜町水泳プールの施設利用休止に伴い、現行の指定管理者の指定期間を変更するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第15号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 雨竜町水泳プールを管理する指定管理者の指定期間の変更については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

◎議案第16号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号18、議案第16号 令和6年度雨竜町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第16号 令和6年度雨竜町一般会計補正予算（第7号）。

令和6年度雨竜町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,921万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,317万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費、繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正、債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

お手元の第7号補正予算資料を御覧いただきたいと思います。まず、1ページから5ページまでの第1表の歳入歳出予算補正でございますけれども、歳入歳出ともに3,921万8,000円を減額いたしまして、44億1,317万3,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細の歳出のほうから説明をさせていただきます。ページ数で

いきますと19ページになります。歳出、1款1項1目議会費、補正額60万7,000円を減額いたしまして、3,602万2,000円とするものでございます。8節旅費60万7,000円につきましては、一般旅費の減という形で執行残となっております。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費、補正額503万1,000円を追加いたしまして、4,083万4,000円とするものでございます。10節需用費37万9,000円の減額につきましては、広報印刷費の減、これはページ数の減となっております。その下、18節の負担金補助及び交付金でございますけれども、541万円を追加しております。自治体中間サーバープラットフォーム機器更改負担金となっております。これにつきましては、社会保障、税番号の特定個人情報、これを省庁とつなぐシステムを改修するというものでございまして、これは10割補助で事業を行うものでございます。

4目の会計管理費、補正額73万5,000円を減額いたしまして、306万9,000円とするものでございます。11節役務費で73万5,000円の減につきましては、郵便振込手数料の減、これは件数の減となっております。

次、5目財産管理費、補正額4,959万8,000円を追加いたしまして、8,898万9,000円とするものでございます。12節委託料で23万5,000円の減につきましては、庁舎清掃管理委託業務の減、執行残となっております。14節工事請負費27万9,000円、町有財産解体工事の部分の減につきましては、バス停の撤去、これの執行残となっております。24節の積立金5,011万2,000円を追加してございます。記載の説明の各種利子積立ての増という形と、一番下につきましては減債基金積立金の増5,000万円を組んでございます。これにつきましては、主に起債の繰上償還のためというものでございます。

6目の町有林分収造林費、補正額221万7,000円を減額して、824万7,000円とするものでございます。14節工事請負費で221万7,000円の減、森林研究・整備機構分収造林事業の工事費の減となっております。内容につきましては、尾白利加第2団地の間伐工事の執行残という形になってございます。

7目の公有林整備事業費、補正額100万1,000円を減額いたしまして、5,

514万1,000円とするものでございます。12節委託料で44万円の減、14節工事請負費で30万4,000円の減、18節負担金補助及び交付金で25万7,000円の減、それぞれ説明欄に記載の執行残という形になってございます。

8目の企画費3,368万8,000円を追加いたしまして、6億9,999万1,000円とするものでございます。7節の報償費16万円の減、住まいる定住の部分の出産祝い事業の報償の分の減となっております。これは、実績といたしましては第1子分で2件、第3子分の1回目で2件、2回目で1件、3回目で1件という実績となっております。ページを開いていただきまして、10節需用費550万円の増、11節役務費250万円の増、12節委託料200万円の増につきましては、ふるさと納税が増えたことによります関連経費の増となっております。18節負担金補助及び交付金206万8,000円の増、中空知生活交通確保対策負担金の増で729万7,000円を増額してございます。これにつきましては、深滝線のバス路線維持の関連自治体の補助という形になってございまして、雨竜町分で920万円、当初190万3,000円を見てございましたので、その差額分を増額するというものでございます。その下、住まいる定住促進事業補助金の減につきましては、532万9,000円は執行残となっております。その下、結婚新生活支援事業補助金の増10万円につきましては、これにつきましては夫婦ともに29歳以下の部分につきましては60万円上限、30歳以上の部分につきましては30万円上限、内容といたしましては引っ越し費用、住宅家賃に対して補助するというものでございまして、当初1件予定してございましたけれども、2件となったところで、その分を追加しているというものでございます。24節積立金2,178万円の増と、ふるさと創生基金の利子の積立てで28万円、同じく積立金の増で2,150万円を組んでいるところでございます。

9目の交通安全対策費、補正額47万3,000円を減額いたしまして、695万3,000円とするものでございます。18節負担金補助及び交付金で47万3,000円の減につきましては、交通安全推進委員会の交付金の減、これは被服等の購入執行残となっております。

10目の防災対策費、補正額4,500万円を減額いたしまして、1億5,580

万5,000円とするものでございます。12節委託料で4,500万円の減、防災行政無線の整備業務委託料の減となっております。これにつきましては、防災行政無線、プロポーザル方式によります契約で、その分の執行残となっております。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額335万7,000円を減額し、4,018万7,000円とするものでございます。19節扶助費で335万7,000円の減、低所得者支援給付、低額減税調整給付の減ということとなっております。これは、給付対象の実績減という形になっております。

その下、3項1目戸籍住民登録費につきましては、財源振替となっております、国費でマイナンバーの補助が増えたと、それからその他財源の部分で証明手数料の減、この部分の財源の部分での財源振替となっております。

4項選挙費、2目衆議院議員選挙費、補正額49万9,000円を減額いたしまして、574万5,000円とするものでございます。3節職員手当で17万1,000円の減、10節需用費で32万8,000円の減につきましては、選挙関連経費の執行残となっております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費、補正額27万7,000円を減額し、1億6,149万8,000円とするものでございます。12節委託料で44万5,000円の減につきましては、上段のバスの運行業務委託料の減はこれは福祉バスの運行分で町外分の利用が減ったと、その下の障害者支援区分認定調査委託料7,000円、これにつきましては雨竜町で障害認定後、千葉県に在住しているという方がおられまして、その分の1件分の認定調査を千葉県のほうに依頼するという形のものでございます。18節負担金補助及び交付金15万3,000円の増、成年後見費用の助成金の増となっております。当初2件分でございますけれども、1件が増えたという形で3件分となっております。24節積立金1万5,000円につきましては、記載の利子積立ての増となっております。

2目の老人福祉費50万2,000円を追加し、4,880万5,000円とするものでございます。12節委託料で29万8,000円の減につきましては、高齢者生活支援推進事業委託料の減、内容につきましては配食サービスの利用減となっております、当初1,400食予定してございましたが、540食の見込みという形

になってございます。その下、13節使用料及び賃借料80万円の増、タクシー使用料の増となってございます。これは、雨竜町タクシー利用の助成分でございまして、主に町外分が増えたという形で増額になっているところでございます。

5目介護事業費、補正額154万6,000円を追加し、1億1,543万3,000円とするものでございます。18節負担金補助及び交付金で154万6,000円の増、通所介護事業負担金の増となってございます。これにつきましては、利用者減によります施設運営負担金の増と、当初25名見てございましたけれども、15.8人の見込みになったという形になってございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額95万7,000円を減額し、7,398万4,000円とするものでございます。17節備品購入費で26万9,000円の減、これにつきましては保育園備品購入の減、これは園児のテーブル、椅子分です。その下の18節負担金補助及び交付金68万8,000円の減、子育て支援保育料助成金の減につきましては利用月数の減と、それぞれ両方とも執行残という形になってございます。

その下、2目の児童措置費、補正額138万6,000円を追加し、3,209万7,000円とするものでございます。12節委託料で4万2,000円の増、児童手当システムの改修委託の部分でございまして、児童手当システムの標準レイアウトの改修の増となってございます。18節負担金補助及び交付金179万円の増、こども発達支援センター負担金の増となってございます。これは、運営費増による負担金の増、これは主に人件費分となってございます。19節扶助費44万6,000円の減、障害児施設給付費の減につきましては利用日数の減によるものとなってございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額411万8,000円を減額いたしまして、1億4,238万1,000円とするものでございます。18節負担金補助及び交付金で74万1,000円の減につきましては、後期高齢者医療の広域連合給付費負担金の減、これは令和5年度分の療養給付費の確定による減となってございます。27節の繰出金337万7,000円の減、国民健康保険特別会計への繰出金の減につきましては、空知中部広域連合の分賦金確定による国保会計への

繰出金の減となっております。その下、後期高齢者医療特別会計繰出金の減、106万9,000円の減につきましては、北海道後期高齢者医療の広域連合負担金の確定による減となっております。

2目予防費、補正額466万9,000円を減額いたしまして、4,087万円とするものでございます。12節委託料で39万7,000円の減につきましては、記載の各種検診等の執行残となっております。下のほうの健康管理システム改修委託料130万3,000円につきましては、これは妊婦のための支援給付システムの改修となっております。18節負担金補助及び交付金360万8,000円を減額いたしております。新型コロナワクチンの予防接種費用の助成金の減となっております。予定560名が300名になったということで執行残となっております。19節扶助費73万5,000円の減につきましては記載の執行残、22節償還金利子及び割引料7万1,000円につきましては国費の過年度分の精算分となっております。これにつきましては、5年度の未熟児療養給付費の国庫負担金確定による還付という形になっているところでございます。

3目の環境衛生費、補正額610万5,000円を減額いたしまして、1億313万3,000円とするものでございます。11節役務費で39万6,000円の減につきましては、廃棄物処理手数料の減、これは執行残。12節委託料224万1,000円の減につきましては、記載の入札残となっております。18節負担金補助及び交付金346万8,000円の減につきましては、中空知衛生施設組合の負担金の減、主にごみ処理施設の管理費減による負担金の減となっているところでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費につきましては財源振替と、これにつきましては農地利用最適化交付金の減額による財源の振替となっているところでございます。

2目の農業振興費、補正額993万5,000円を追加し、3億2,804万6,000円とするものでございます。7節報償費で10万円は、ヒグマ春期捕獲指導報償費となっているところでございます。11節役務費で47万4,000円の減につきましては、廃棄物処理手数料の減、これは鹿、アライグマの部分でございまして、鹿で550キロ、アライグマで298キロを処理しているというところで、残り執行

残となっております。裏面に移ります。12節委託料29万1,000円の減につきましては記載の執行残、14節工事請負費1,017万5,000円の減につきましてはライスコンビナート改修工事の減、6年度中にもみすり機3基と湿式集じん機の改修を行っている、これの入札残となっているところでございます。18節負担金補助及び交付金2,064万7,000円増につきましては、記載の各種補助等の実績による執行残、そして中ほどに担い手確保経営強化支援事業補助金2,454万5,000円となっておりますけれども、これにつきましては農業機械への融資、購入5割補助という形で2件分の機械補助、間接補助という形になっているところでございます。24節積立金12万8,000円の増につきましては、記載の利子積立ての部分となっているところでございます。

3目農地費、補正額519万8,000円を減額し、7,082万3,000円とするものでございます。12節委託料で2万円については、上段は尾白利加ダムの管理委託料の減、これは入札残、その下の嘱託登記事務手数料32万円につきましては国営事業の北雨地区の土地所有権等の嘱託登記手数料という形となっております。

18節負担金補助及び交付金521万8,000円の減、農地整備事業負担金の減となっておりますが、内容は道営北友南、東栄1、2の総体事業費の減によるものとなっているところでございます。

4目の農業後継者育成対策費、補正額984万円を減額し、1,065万9,000円とするものでございます。18節負担金補助及び交付金で984万円の減につきましては、新規就農者の育成補助金の減374万円、これは当初6件分が4件分と、うりゅう農業後継者未来応援金事業助成金の減につきましては610万円の減となっておりますが、当初5件分が1件分の実績という形になって執行残となっております。

6目の国営農地整備事業費、補正額21万3,000円を増額し、2,154万7,000円とするものでございます。24節積立金で21万3,000円は、記載の利子積立分となっているところでございます。

2項の林業費、1目の林業振興費、補正額30万5,000円を減額し、878万8,000円とするものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては

各種負担金事業の執行残、24節積立金42万8,000円につきましては森林環境譲与税基金積立金の増と、これは積算の部分が人口割、人工林割それぞれ5%ずつ積算が増えたということで増額になっているものでございます。

7款1項商工費、1目商工振興費、補正額327万2,000円を減額し、6,390万円とするものでございます。18節負担金補助及び交付金で327万4,000円の減につきましては、うりゅう商店街元気づくり活性化事業補助金の減と、これは執行残となつてございますけれども、実績といたしましては19件の執行があつたというところでございます。24節積立金2,000円につきましては、記載の利子積立てとなつているところでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、補正額15万円を減額し、1億94万9,000円とするものでございます。1節報酬50万円の減、3節職員手当35万円の増につきましては、実績による増減となつてございます。

2目の道路新設改良費、補正額770万円を減額し、2,175万4,000円とするものでございます。12節委託料で50万円の減につきましては記載の入札残、14節工事請負費720万円の減額につきましては町道整備工事の減のこれは入札残、牧岡8号線の分でございます。

3項の河川費、1目河川総務費、補正額2,276万円を減額し、3,855万9,000円とするものでございます。7節の報償費27万円の減につきましては、排水機場の操作補助の報償費の減と、当初60時間見ておりましたけれども、15時間の実績という形になつてございます。12節委託料の49万円減額、排水機場の機械点検整備委託料の減につきましては14万円は入札残、その下の排水機場の緊急時の運転業務委託料の減、これは35万円は実績がないという形になつてございまして減額しているところでございます。その下の14節工事請負費2,200万円の減、排水路補修工事費の減となつてございます。内容につきましては、洲本10号排水路の部分でございまして、補助事業枠が縮小したことによりまして工事費が減になったと、この計画につきましては令和6年度から8年度までの計画となつてございますけれども、今回実施できなかったものにつきましては翌年度回しという形になるところも予定となっております。

4項住宅費、1目住宅管理費、補正額67万5,000円を減額し、1,845万6,000円とするものでございます。14節工事請負費で67万5,000円は、町営住宅の修繕の減、これはとどまつ4棟8戸の分でございます。

2目の住宅建設費、補正額812万1,000円を減額し、3億6,970万4,000円とするものでございます。12節委託料で93万5,000円の減につきましては、わかば団地の建て替えの設計委託料の減、これは外構、道路分の入札残。その下の14節の工事請負費718万6,000円の減、上段の公営住宅長寿命化改修事業費の減73万1,000円の減につきましては、これはみどりの団地のD棟分、それからわかば団地の建設工事費の減、645万5,000円の減につきましては、これはわかば団地のE棟分ということで、全て入札残という形になっているところでございます。

9款1項1目消防費につきましては財源振替と、内容につきましては消防江竜タンク車の購入によります起債借入れの減によるものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、3目学校管理費、補正額115万円を減額し、9,745万7,000円とするものでございます。1節報酬で20万円の減、3節の職員手当で15万円の減、8節の旅費で30万円の減、13節使用料及び賃借料で50万円の減につきましましては、全て執行残という形になっております。

4項の社会教育費、1目の社会教育総務費、補正額49万8,000円を減額し、951万4,000円とするものでございます。7節の報償費で20万円の減、12節の委託料で19万5,000円の減、18節負担金補助及び交付金で10万3,000円の減につきましても全て執行残という形になっております。

5項の保健体育費、1目保健体育総務費、補正額374万7,000円を減額して、215万7,000円とするものでございます。10節需用費から17節備品購入費まで減額になってございますけれども、この部分につきましてはプール休止に伴います関連経費の減という形になっております。18節負担金補助及び交付金21万5,000円の減につきましては、社会体育事業分の減となつてございます。

2目のスポーツセンター管理費、補正額17万4,000円を減額し、2,119万5,000円とするものでございます。14節工事請負費で17万4,000円の

減、改善センター整備工事の減はLED修繕の工事で執行残となっております。

12款1項公債費、1目の元金、これは財源振替という形になってございます。内容につきましては、前年度の繰越金を充当することによりまして特定財源を減額するものでございます。

2目の利子、補正額219万5,000円を減額し、1,450万円とするものでございます。22節償還金利子及び割引料で219万5,000円、長期債償還利子の減となっております。これは、予定しておりました借入利率より下がったため、その部分を減額しているということでございます。

13款1項1目職員費、補正額531万7,000円を減額し、4億6,649万8,000円とするものでございます。3節職員手当で531万7,000円の減につきましては、実績によります整理したものでございます。

続きまして、歳入のほうに移ります。11ページをお開きください。1款町税、1項町民税、1目の個人、補正額354万5,000円を追加し、8,884万5,000円とするものでございます。1節で現年課税分の増として354万5,000円を追加するものでございます。

2目法人、補正額100万円を減額いたしまして、800万1,000円とするものでございます。1節の現年課税分で100万の減で、これは償却資産の減となっております。

2項1目固定資産税、補正額600万円を追加し、9,000万1,000円とするものでございます。1節現年課税分の増ということで600万円、これは機械設備等の増となっているところでございます。

3項の軽自動車税、1目軽自動車税種別割、補正額98万1,000円を追加し、948万2,000円とするものでございます。1節現年課税分の増で98万1,000円につきましては、これは5年4月1日から6年3月31日までの登録分の台数、台数80台が増えたという形となっております。

2目の軽自動車税環境性能割、補正額11万4,000円の増で、32万5,000円とするものでございます。1節現年課税分の増で11万4,000円、これは新車が5台分予定より増えたという形になってございます。

2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税、補正額42万8,000円を追加し、477万4,000円とするものでございます。1節森林環境譲与税の42万8,000円につきましては、歳出でもお話ししました環境譲与税の積算の増によるものでございます。

7款1項1目地方消費税交付金、補正額600万円を減額し、5,300万円とするものでございます。1節地方消費税交付金で600万円の減でなっております。

9款1項1目地方特例交付金、補正額600万円を追加し、650万円とするものでございます。1節地方特例交付金の増で600万円、これは軽減上の措置分となっているところでございます。

10款1項1目地方交付税、補正額1億2,969万4,000円を追加し、18億149万9,000円とするものでございます。1節地方交付税で1億2,969万4,000円は、普通交付税の増となっているところでございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金、補正額33万1,000円を減額し、46万1,000円とするものでございます。1節農業費分担金33万1,000円の減につきましては、土地改良事業の受益者分担金の減、道営事業の東栄2地区の畑の受益者減による分担金の減となっているところでございます。

2項の負担金、2目衛生費負担金、補正額32万6,000円を減額し、101万5,000円とするものでございます。1節保健衛生費負担金32万6,000円の減につきましては、北海道医療給付費の高額療養費保険者負担金、これは重度心身障害者分となっているところでございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、4目土木使用料、補正額600万円を追加し、8,051万8,000円とするものでございます。4節住宅使用料で600万円の増につきましては、こちらは町営住宅使用料、これは入退去とわかば団地の増分となっております。

2項の手数料、1目の総務手数料、補正額16万4,000円を減額し、96万6,000円とするものでございます。1節の総務手数料で16万4,000円の減につきましては、記載の手数料の減となっているところでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の衛生費国庫負担金、補正額1,587

万6,000円を追加し、1億584万7,000円とするものでございます。2節の児童福祉費負担金で1,587万6,000円の増につきましては、下段の主に子どものための教育・保育給付費の増1,609万9,000円、これにつきましては保育園運営費の国費の負担金の増となっているところでございます。

2目の衛生費国庫負担金、補正額3万6,000円を減額し、337万9,000円とするものでございます。1節保健衛生費負担金で3万6,000円の減につきましては、記載の負担金の減となっております。

2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金、補正額548万円を増額し、4,074万1,000円とするものでございます。1節の総務費補助金で548万円、上段につきましては社会保障、税番号システムの整備補助金の増で541万円、マイナンバーカードの交付事務手数料での7万円となっているところでございます。

2目の民生費国庫補助金、補正額35万3,000円を減額し、277万2,000円とするものでございます。1節社会福祉費補助金で59万3,000円の減につきましては、地域生活支援事業補助金の減、これは障害者、障害児の支援事業補助金の減となっております。2節の児童福祉費補助金24万円の増、子ども・子育て支援事業補助金の増となっております。これは、児童手当システム改修分の補助金の増となっております。

3目の衛生費国庫補助金130万2,000円を追加し、196万6,000円とするものでございます。1節保健衛生費補助金で130万2,000円につきましては、出産・子育て応援交付金の増となっております。これは、健康管理システムの部分のシステム増となっております。

その下、4目の土木費国庫補助金、補正額241万円を追加し、1億4,650万8,000円とするものでございます。2節の住宅費補助金で241万円、社会資本整備事業交付金、これはわかば団地の標準建設費上昇によります特例加算の増となっております。

3項の国庫委託金、3目農林水産業費国庫委託金、補正額13万2,000円を追加し、933万9,000円とするものでございます。1節農業費委託金で13万2,000円は、農業者年金業務、これは事務費積算の増となっております。

15款道支出金、1項道負担金、1目の民生費道負担金、補正額536万5,000円を追加し、4,613万8,000円とするものでございます。2節の児童福祉費負担金で536万5,000円につきましては、下段のほうの部分の子どものための教育・保険給付費負担金の増につきましては保育園運営負担金の道費負担金の増となっております。

2目の衛生費道負担金141万7,000円を減額し、1,911万5,000円とするものでございます。1節保健衛生費負担金で141万7,000円の減につきましては、記載の負担金の減となっております。

3目の農林水産業費道負担金17万円の増、追加いたしまして399万1,000円とするものでございます。1節農業費負担金で17万円、記載の農業委員会交付金の増、それから最適化交付金の減と、これは実績減となっているところでございます。

2項の道補助金、1目の総務費道補助金、補正額30万円を追加し、32万2,000円とするものでございます。1節の総務費補助金で30万円の増は、結婚新生活分で2件分となっております。

2目の民生費道補助金、補正額130万8,000円を追加し、453万8,000円とするものでございます。2節の児童福祉費補助金の130万8,000円、多子世帯の保育料軽減の支援の補助金、これは対象者の増となっております。

3目の衛生費道補助金117万4,000円を減額し、405万6,000円とするものでございます。1節の保健衛生費補助金で117万4,000円の減につきましては、記載の補助金の減となっております。

4目の農林水産業費道補助金、補正額1,945万円を追加し、3億108万6,000円とするものでございます。1節の農業費補助金で2,312万6,000円につきましては、記載の部分で減額については実績によるもの、そして中段の担い手確保経営強化支援事業補助金につきましては農業リース分の補助という形になってございます。2節の林業費補助金367万6,000円を減額してございます。豊かな森づくり推進事業補助金の部分につきましては、補助面積の減によるものでございます。その下の合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等事業補助金の減でございますけれども、これにつきましては桂の沢の林道工事の補助対象外の減という

形になっております。

5目の土木費の道補助金1,613万3,000円を減額し、886万7,000円とするものでございます。1節河川費補助金で1,613万3,000円の減につきましては、これは記載の部分でございますけれども、洲本10号排水路の関係による減となっております。

3項の道委託金、2目の農業費道委託金、補正額489万7,000円を減額し、1,782万5,000円とするものでございます。1節の農業費委託金で489万7,000円につきましては、国営の換地事業業務委託の減となっております。

16款の財産収入、1項財産運用収入の1目財産貸付収入、補正額150万円を追加し、1,125万8,000円とするものでございます。1節の土地建物貸付収入150万円につきましては、町有住宅の貸付収入、入退去による増となっております。

その下の利子及び配当金、補正額62万2,000円を追加し、189万1,000円とするものでございます。1節利子及び配当金で62万2,000円は、記載の利子の収入の増となっております。

2項の財産売払収入、1目の不動産売払収入、補正額281万9,000円を追加し、582万9,000円とするものでございます。2節の立木売払収入281万9,000円の収入の増につきましては、林業専用道の支障木の売払い、それから間伐材の売払い収入の増という形になってございます。

17款1項寄附金、2目の指定寄附金、補正額3,150万円を追加して、5億9,280万円とするものでございます。1節指定寄附金で3,150万円は、指定寄附金の増、団体からの100万円、個人からの50万円、ふるさと納税分で3,000万円を見ているものでございます。

18款1項1目繰入金、補正額3億3,098万3,000円を減額し、7,644万4,000円とするものでございます。1節の基金繰入金で3億3,135万円の減につきましては、記載の減額につきましては繰入金を戻しまして単年度取崩しを縮小するというものでございます。2節の特別会計繰入金36万7,000円につきましては、記載の繰入れの増となっております。

19款1項1目繰越金、補正額1億4,847万4,000円を追加し、1億4,

848万4,000円とするものでございます。1節前年度繰越金で1億4,847万4,000円は、繰越金を精算したものでございます。

20款諸収入、4項受託事業収入、1目の総務費受託事業収入、補正額221万6,000円を減額し、740万3,000円とするものでございます。1節総務費受託事業収入221万6,000円の減につきましては、記載の内容の委託金の減と、森林整備センターの事業清算によるものの減となっております。

5項1目雑入、補正額215万8,000円を減額いたしまして、1,431万円とするものでございます。1節雑入で215万8,000円の減につきましては、コロナワクチンの助成分の減となっております。

21款1項町債、1目総務債、補正額で3,700万円を減額いたしまして、1億9,626万6,000円、その下の2目農業債400万円を減額し、1,230万円に、その下、3目の土木債2,040万円を減額し、1億8,860万円に、4目の消防債、補正額10万円を減額し、4,170万円に、それぞれ各節の各種事業の減収によります借入れの減という形になっているところでございます。

続きまして、6ページ、第2表、繰越明許費でございます。枠内の部分で追加となっておりますけれども、2款総務費の1項総務管理費で9目の文書広報費、自治体中間サーバープラットフォーム機器の更改負担金、これにつきましては特定個人情報システムの改修分でございます。279万1,000円を繰り越す。

4款衛生費の1項保健衛生費、2目の予防費、健康管理システムの改修委託料につきましては、妊婦支援システムの部分でございます。130万3,000円を繰り越す。

6款の農林水産業費、1項の農業費、2目の農業振興費、中山間地域等直接支払事業第6期対策の業務委託料につきましては、これは雪解けに測量を行わなければいけないということで、この部分を予算を570万9,000円を繰り越すというもの。

7款の商工費、1項商工費、1目の商工振興費、物価高騰対応重点支援商品券配布事務取扱委託料につきましては、これは6号補正で行いました事業費1,650万円のうちの20%分を繰り越す、330万円繰り越すというものでございます。1目の商工振興費、うりゅうにぎわいUP事業補助金、これにつきましても6号補正で予算

組みいたしました4万円の20%分の600人分、この事業を480万円を繰り越すというものでございます。

その下、変更といたしまして、2款総務費、1項総務管理費の10目の防災対策費、防災行政無線の整備事業の部分で1億9,800万円組んでございましたけれども、これを変更後1億5,300万円に変更するというものでございます。

続きまして、第3表、債務負担行為補正でございます。廃止という形になってございます。1つ目は、社会福祉法人雨竜ことぶき会が金融機関から借入れする特別養護老人ホーム雨竜寿園改修工事融資資金の元利償還金に対する損失補償、平成23年から令和14年までとなっているところでございますけれども、これにつきましては令和6年12月15日に雨竜ことぶき会が貸付融資完済したことによりまして損失補償が不用となったため、廃止するというものでございます。

その下の雨竜町水泳プール指定管理費につきましては、6年度プール休止によるもので、6年度から8年度までの期間となってございましたけれども、これを廃止するというものでございます。

続きまして、第4表、地方債補正でございます。変更であります。1つ目といたしましては、防災行政無線の整備事業債、限度額1億8,000万円から1億4,300万円にするもの、その下、農業生産基盤整備事業債、1,630万円を1,230万円に、その下、農業水路等長寿命化・防災減災事業債、1,000万円を320万円に、町道整備事業債、2,500万円を2,250万円に、公営住宅建設事業債、1億7,400万円を1億6,290万円に、消防自動車購入事業債、4,030万円を4,020万円に変更するものでございます。

以上で議案第16号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時30分

○議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

これより議案第16号の質疑に入ります。

質疑は、予算書に従い、歳入は款ごとに、歳出は項ごとに行うこととします。

まず、歳出から行います。19ページをお開きください。1款議会費、1項議会費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 19ページから20ページ、2款総務費、1項総務管理費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 2項徴税費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 21ページ、3項戸籍住民登録費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 4項選挙費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 21ページから22ページ、3款民生費、1項社会福祉費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 2項児童福祉費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 22ページから23ページ、4款衛生費、1項保健衛生費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 23ページから24ページ、6款農林水産業費、1項農業費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 25ページ、2項林業費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 7款商工費、1項商工費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 25ページから26ページ、8款土木費、2項道路橋梁費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 3項河川費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 4項住宅費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 27ページ、9款消防費、1項消防費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 10款教育費、1項教育総務費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 4項社会教育費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 28ページ、5項保健体育費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 12款公債費、1項公債費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 29ページ、13款職員費、1項職員費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑に入ります。11ページを御覧ください。1款町税について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（竹ヶ原利明） 2 款地方譲与税について質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 2 ページ、7 款地方消費税交付金について質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 9 款地方特例交付金について質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 0 款地方交付税について質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 2 ページから 1 3 ページ、1 2 款分担金及び負担金について質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 3 款使用料及び手数料について質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 3 ページから 1 4 ページ、1 4 款国庫支出金について質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 4 ページから 1 5 ページ、1 5 款道支出金について質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 6 ページ、1 6 款財産収入について質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 7 款寄附金について質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 7 ページ、1 8 款繰入金について質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 9 款繰越金について質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 17ページから18ページ、20款諸収入について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 21款町債について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳入の質疑を終わります。

次に、6ページ、第2表、繰越明許費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 次に、7ページ、第3表、債務負担行為補正について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 次に、8ページ、第4表、地方債補正について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） それでは、全体を通して質疑あれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第16号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 令和6年度雨竜町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号19、議案第17号 令和6年度雨竜町国民健康保

険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第17号 令和6年度雨竜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度雨竜町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ265万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,699万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

お手元の国民健康保険特別会計（第1号）を御覧いただきたいと思います。1ページ目から2ページ目にかけては、第1表、歳入歳出予算補正、歳入歳出ともに265万9,000円を減額いたしまして、1億4,699万6,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出のほうから説明をいたします。7ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額12万5,000円を減額し、9万円とするものでございます。8節旅費で12万5,000円は、一般旅費の減となっております。

2目広域連合分賦金、補正額149万5,000円を減額し、1億3,454万3,000円とするものでございます。18節負担金補助及び交付金で149万5,000円の減につきましては、説明の実績に応じた減によるものでございます。

2項徴税費、1目賦課徴収費、補正額158万6,000円を減額し、1,133万1,000円とするものでございます。18節負担金補助及び交付金で158万6,000円の減につきましては、国保税担当職員給料等負担金の減、これは人事異動による減となっております。

2款1項1目基金積立金、補正額30万3,000円を追加し、32万7,000円とするものでございます。24節積立金で30万3,000円につきましては、説明の積立金の増となっているところでございます。

4款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額24万4,000円を追加し、24万5,000円とするものでございます。27節繰出金で24万4,000円の増は、一般会計繰出金の増、これにつきましては5年度の一般会計繰入れの執行残を一般会計へ戻すというものでございます。

続きまして、歳入に移ります。5ページをお開きください。1款1項1目国民健康保険税、補正額367万2,000円を追加し、9,638万円とするものでございます。節の中で1節、3節、5節、それぞれ現年度分等の増となっておりますけれども、これにつきましては所得の増によるものでそれぞれ予算が現年度分が増えているというものとなっているところでございます。

続きまして、3款財産収入、1項財産運用収入、1目の利子及び配当金、補正額1,000円を追加し、2万5,000円とするものでございます。1節利子及び配当金で1,000円、財政調整基金利子の収入の増となっております。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額230万8,000円を減額し、2,413万4,000円とするものでございます。1節保険基盤安定繰入金96万2,000円の減につきましては、説明欄の説明の記載のとおりとなっております。2節の職員給与費等繰入金3万1,000円につきましては、職員給与費等の繰入金の増。3節の出産育児一時金等繰入金につきましては、100万円の減額、これは出産育児一時金繰入金の減となっているところでございます。4節の財政安定化支援事業繰入金25万2,000円の減につきましては、これは保険料の平準化の確定に伴います減という形になってございます。5節のその他一般会計繰入金12万5,000円につきましては、記載のとおりとなっております。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額2,346万2,000円を減額し、701万2,000円とするものでございます。1節財政調整基金繰入金で2,346万2,000円を減額しているものでございます。

5款1項1目繰越金、補正額60万2,000円を追加し、60万3,000円と

するものでございます。1節繰越金は60万2,000円、前年度繰越金の増となっているところでございます。

3項1目雑入、補正額1,883万6,000円を追加し、1,883万8,000円とするものでございます。1節雑入で1,883万6,000円、記載の空知中部広域連合の5年度分の返還金378万8,000円と北海道保険給付費市町村特別交付金の増、1,504万8,000円の増という形になっているところでございます。

以上で議案第17号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案は、項目が少ないため、質疑は予算書に従い、歳入歳出とも款ごととします。

まず、歳出から行います。7ページをお開きください。1款総務費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 2款基金積立金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 8ページ、4款諸支出金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑に入ります。5ページを御覧ください。1款国民健康保険税について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 3款財産収入について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 5ページから6ページ、4款繰入金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 5款繰越金について質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 6款諸収入について質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳入の質疑を終わります。
それでは、全体を通して質疑があれば受けます。
（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。
これより討論に入ります。議案第17号について討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。
よって、議案第17号 令和6年度雨竜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号20、議案第18号 令和6年度雨竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第18号 令和6年度雨竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度雨竜町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ246万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,717万

7, 000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

お手元の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を御覧いただきたいと思いません。1ページ目、2ページ目につきましては、第1表、歳入歳出予算補正、歳入歳出ともに246万1,000円を減額し、4,717万7,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出のほうから説明をさせていただきます。一番裏のページの6ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額258万6,000円を減額し、4,638万1,000円とするものでございます。18節負担金補助及び交付金で258万6,000円の減、この説明欄の部分でありますけれども、北海道後期高齢者医療の事務費、それから保険料の確定による減額となっているところでございます。

3款諸支出金、2項1目繰出金、補正額12万5,000円を追加し、12万6,000円とするものでございます。27節繰出金で12万5,000円の増、一般会計繰出金の増となっております。内容につきましては、令和5年度の一般会計繰入れの精算金の部分を繰出金で増額したというものでございます。

5ページ、歳入に移ります。1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額445万円を減額し、1,633万7,000円とするものでございます。1節現年度分特別徴収保険料の減で445万円の減。

その下、2目の普通徴収保険料、補正額283万円を追加し、1,336万9,000円とするものでございます。1節の現年度分普通徴収保険料で283万円の増となっております。これにつきましては、所得が増えたことによりまして年金特別徴収の部分に係る部分が引くことができなくなった部分、その部分が普通徴収に回ったという形と被保険者数の自然減という形で増減が出ているという形でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額13万4,000円を減額し、272万7,000円とするものでございます。1節事務費繰入金で13

万4,000円の減は、事務費の減となっております。

2目の保険基盤安定繰入金、補正額93万5,000円を減額し、1,451万円とするものでございます。1節の保険基盤安定繰入金の減、これは軽減分でございますけれども、93万5,000円を減額しているというものでございます。

5款1項1目繰越金、補正額22万8,000円を追加し、22万9,000円とするものでございます。1節繰越金で22万8,000円は、前年度繰越金の部分という形で精算しているものでございます。

以上で議案第18号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案は、項目が少ないため、質疑は予算書に従い、歳入歳出とも款ごととします。

まず、歳出から行います。6ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 3款諸支出金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑に入ります。5ページを御覧ください。1款後期高齢者医療保険料について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 4款繰入金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 5款繰越金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳入の質疑を終わります。

それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第18号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 令和6年度雨竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号21、議案第19号 令和6年度雨竜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第19号 令和6年度雨竜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度雨竜町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,803万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億630万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

お手元の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）を御覧いただきたいと思っております。第1表の1ページ、2ページ目でございますけれども、補正額2,803万

7, 000円を減額し、2億630万9, 000円とするものでございます。

事項別の部分の歳出のほうから説明をさせていただきます。7ページをお開きください。1款農業集落排水事業費、1項1目下水道費、補正額2, 781万円を減額し、1億9, 853万円とするものでございます。12節委託料で103万9, 000円の減については、公営企業会計法の適用委託業務の減。そして、14節の工事請負費2, 677万1, 000円の減につきましては、処理場機械設備等改修工事の減、これは満寿処理場分でございます。両方とも入札減という形になっております。

3款1項1目予備費、補正額22万7, 000円を減額し、776万7, 000円とするものでございます。

歳入に移ります。6ページ目でございますが、歳入、2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、補正額1, 423万7, 000円を減額し、6, 805万7, 000円とするものでございます。1節下水道費補助金で1, 423万7, 000円の減、農山漁村地域整備交付金の減。

その下、7款1項町債、1目の農業集落排水事業債、補正額1, 380万円を減額し、8, 950万円とするものであります。1節の農業集落排水事業債で1, 380万円の減、農業集落排水事業債の減となっております。

これらの2件の歳入の減につきましては、満寿処理場の工事入札の減に伴いまして補助金と起債が減っているという形になってございます。

続きまして、3ページ目でございます。第2表、地方債補正、起債の目的、農業集落排水事業債。限度額の変更となっております。限度額1億330万円を限度額8, 950万円に補正するというものでございます。

以上で議案第19号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案は、項目が少ないため、質疑は予算書に従い、歳入歳出とも款ごととします。

まず、歳出から行います。7ページをお開きください。1款農業集落排水事業費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 3款予備費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑に入ります。6ページを御覧ください。2款国庫支出金について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 7款町債について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 以上で歳入の質疑を終わります。

次に、3ページ、第2表、地方債補正について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第19号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 令和6年度雨竜町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号22、議案第20号 雨竜町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第20号 雨竜町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） 記といたしまして、雨竜町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

雨竜町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

説明といたしまして、公共施設管理方法の変更に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。新旧対照表、表の右側にございますが、備考欄にそれぞれの説明を記載してございます。管理者が雨竜町長となることから、改正となる部分が主な内容でございます。

第3条、管理におきましては、管理者と職員の配置について第1項及び第2項で改正してございます。第2項については、追加をするものでございます。

第4条、休館日及び開館時間、第1項及び第2項におきまして管理者の文言、利用時間の修正についてを変更しているものでございます。

第5条、利用の許可及び次のページ、第6条、利用の不許可におきます管理者の文言についてを修正しているものでございます。

第7条、利用料金におきましては、指定管理に関する規定の削除、文言の修正を下線部分それぞれ修正をしているものでございます。

第8条、利用料金の減免、続きまして第9条、利用料金の返還、第11条、利用許可の取消等、次のページにお進みいただきまして、第12条、利用者の義務、第13条、特別設備等の許可におきましては、管理者の文言を修正するものでございます。

第14条、原状回復におきましては、指定管理に関する規定を削除するものでございます。

次のページ、第15条、損害賠償、それと第17条、委任についてでございますが、条を繰り上げるものでございます。

第16条、入場の制限におきましては、文言を修正するものでございます。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第20号、雨竜町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第20号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 雨竜町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号23、議案第21号 雨竜町さわやかトイレの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第21号 雨竜町さわやかトイレの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町さわやかトイレの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） 記、雨竜町さわやかトイレの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

雨竜町さわやかトイレの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。説明といたしまして、公共施設管理方法の変更に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。こちら表の右側にございます備考欄にございますが、それぞれの内容を記載しているものでございます。改正案のほうに沿って説明をさせていただきます。

第3条、管理及び第4条、利用の制限におきましては、管理に係る文言の修正でございます。

第5条、損害賠償につきましては、現行の第5条及び第6条の削除によります条の繰上げでございます。

次のページにお進みいただきまして、第6条、委任につきましては、条の繰上げと文言を修正するものでございます。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第21号、雨竜町さわやかトイレの設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第21号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 雨竜町さわやかトイレの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号24、議案第22号 雨竜町いきいき元気村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第22号 雨竜町いきいき元気村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町いきいき元気村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 高瀬住民課長。

○住民課長（高瀬則道） 記、雨竜町いきいき元気村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

雨竜町いきいき元気村の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

説明、公共施設管理方法の変更に伴い、本条例の一部を改正するもの。

次のページ、新旧対照表を御覧ください。主なもののみ説明させていただきます。

第5条では、指定管理に関する規定のため、削除するものであります。また、第2項では、新たに職員配置規定を追加するものであります。

第6条第2号のイ、パークゴルフ場の利用時間を変更するものであります。

次のページの第10条第1項は、指定管理に関する規定のため、削除するものであ

ります。

3ページの左側、現行欄の1番下、第17条と4ページの現行欄の第18条第3項及び第19条第2項につきましては、指定管理に関する規定のため、削除するものがあります。

その他の改正につきましては、主に指定管理者から町長へ文言を変更する修正となっております。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしく願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第22号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 雨竜町いきいき元気村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号25、議案第23号 雨竜町農業集落排水事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第23号 雨竜町農業集落

排水事業特別会計条例を廃止する条例の制定について。

雨竜町農業集落排水事業特別会計条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

以降につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 西井産業建設課技術長。

○産業建設課技術長（西井浩司） 記といたしまして、雨竜町農業集落排水事業特別会計条例を廃止する条例。

雨竜町農業集落排水事業特別会計条例は廃止する。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説明、農業集落排水事業に公営企業法の財務規定等の適用に伴い、本条例を廃止するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第23号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 雨竜町農業集落排水事業特別会計条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号26、議案第24号 滝川市と雨竜町における電子

情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第24号 滝川市と雨竜町における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第252条の14第2項の規定により、滝川市と雨竜町における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約を別紙のとおり変更する。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

以降、詳細につきましては担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 高瀬住民課長。

○住民課長（高瀬則道） 記、滝川市と雨竜町における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約。

滝川市と雨竜町における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の一部を別紙のとおり変更する。

説明、戸籍事務における標準準拠システムへの移行に伴い、本規約を変更するものであります。

次のページ、別紙、新旧対照表を御覧ください。現在滝川市に設置している戸籍サーバーシステムを標準準拠システムへ移行することに伴い、今後事業者のクラウドを利用することになるため、新旧対照表のとおり、第2条、第5条、そして第7条の文言をそれぞれ修正するものであります。

附則、この規約は、令和7年10月1日から施行する。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしく願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第24号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 滝川市と雨竜町における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号27、議案第25号 雨竜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長(源 英博) ただいま上程いただきました議案第25号 雨竜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

以降、詳細につきましては担当課より説明させます。

○議長(竹ヶ原利明) 安田総務課長。

○総務課長(安田尚之) 記、雨竜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

雨竜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改

正する。

説明、期末手当、勤勉手当の支給率の変更に伴い、本条例を改正するものでございます。

裏面に新旧対照表ございますが、別に配付しました議案第25号資料を御覧いただきたいと思っております。会計年度任用職員、フルタイムに係ります欄を御覧いただきたいと思っておりますが、表の右から2行目でございます合計欄により説明をさせていただきます。6年度期末手当1.323月を7年度は1.35月に、6年度勤勉手当につきまして1.127月を7年度は1.15月、期末、勤勉手当の合計を6年度2.45月から7年度は2.5月とするものです。

また、下段になりますが、会計年度任用職員、パートタイム、こちらも合計欄で説明をしますけれども、6年度期末手当0.6615月を7年度は0.675月に、6年度勤勉手当0.5635月を7年度は0.575月とし、6年度の期末、勤勉手当の合計1.225月を7年度につきましては1.25月にするものでございます。

新旧対照表2ページの下段を御覧いただきたいと思っております。附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第25号、雨竜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第25号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号 雨竜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時40分

○議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

◎令和7年度施政方針

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号28、令和7年度施政方針を議題といたします。

初めに、町政執行方針について町長の説明を求めます。

白川町長。

○町長（白川久純） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、令和7年度町政執行方針を述べたいと思います。

はじめに

令和7年雨竜町議会第1回定例会において、町政執行にあたって私の所信を述べさせていただきます。

今年は町政運営を任されてから3年目を迎え、一期目の折り返しの年となります。

これまでの間、町政の執行にあたっては、町民の皆さん、議員各位のご理解とご協力を賜っておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

昨年は大きな災害もなく、本町の基幹作物である「水稻」の作柄は、品質・収量ともに良い出来秋を迎えることが出来ました。

一方では、「令和の米騒動」による急激な米価の上昇がみられ、今後の消費動向にどのような影響が及ぶのかが心配されるところであります。

昨今の社会情勢を見ますと、世界的な情勢不安は今なお続き、エネルギー価格をはじめとする諸物価の高騰が日常生活に大きな影響を及ぼしています。

さらに、人口減少による働き手の不足は、地方にとって大変深刻な問題であります。

加えて、気候変動による大規模自然災害の発生に備えて、防災対策や危機管理に万

全を期することが重要であります。

このような中、平成28年に策定した「雨竜町振興基本計画」は、本年度が最終年次となります。

人口減少・少子高齢化・都市への人口集中が加速する中で、これまでの施策を検証しつつ、これからの10年を見据えた「雨竜町総合基本計画」の策定に着手して参ります。

昨年末に町民の皆さんからいただいたアンケート調査結果も参考にさせていただきながら、各種事業の推進にあたっては、子どもたちに「夢」を与えられるものであること、若者が「希望」を持てるものであること、お年寄りに「安心」を感じてもらえるものであることを基本として、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指してまいります。

以下、雨竜町振興基本計画の項目に沿って、施策の大綱を申し上げます。

1. 産業振興による足腰の強い活力あるまちづくり

【特色ある持続的な農林業の展開】

後継者・新規就農者を守り育てるため、農業後継者未来応援事業の活用、就農コーディネーターによる新規就農者や就農研修者への支援を図るなど、関係機関・団体が一体となって新規就農者育成プロジェクトを進めてまいります。

スマート農業の基盤となる土地改良事業は、国営緊急農地再編整備事業雨竜暑寒地区が12年間に及ぶ事業が完了年度となることから、関係者・関係機関と連携を図り、事業完了となるよう進めてまいります。

また、国営施設応急対策事業新雨竜二期地区においては、南伏古及び逆川排水機場の改修工事の完了とダム管理用制御処理設備の整備が予定されています。

道営経営体育成基盤整備事業では、北友南地区、東栄第1地区、東栄第2地区が継続整備されるほか、涓の津2地区の整備事業に向けた調査が行われます。

更に、老朽化した幹線排水路整備では洲本10号排水路の改修を農業水路等長寿命化・防災減災事業により継続して進めてまいります。

環境に配慮した安全で良質なブランド米「うりゅう米」の作付けについては出荷量拡大に向け、継続して支援を行ってまいります。

特産品の「暑寒メロン」は、市場では、大変好評を得ているところです。しかしながら、作付け戸数・面積が減少傾向にありますことから生産者への支援を拡充してまいります。

有害鳥獣対策については、農作物をシカやアライグマの被害から守るため、地域住民や関係機関と調整を図り、役割分担をしながら一体となって被害の拡大防止に努めてまいります。

また、近年は居住地へのヒグマの出没が増えていることから、ヒグマ春期管理捕獲事業を実施するとともに、猟友会や警察署等関係機関との連携を密にして、対策を進めてまいります。

林業の振興については、森林資源の活用と水資源等の環境保全のため、除間伐等の各種事業を継続実施するとともに、町有林・民有林及び林道の計画的な維持・管理に努めます。昨年、整備した桂の沢北線林業専用道を活用して、公有林伐採工事を進めてまいります。

【産業間連携による活力ある商工業の展開】

人口の減少等による購買力の低下や、燃料・エネルギー価格高騰・人件費の増など商工業者を取り巻く環境が厳しい状況にあります。

経営の安定と近代化促進のため、利子補給事業を継続するとともに、起業・新規開業への支援や環境に配慮した店舗改修、にぎわいを創り出す取組み、空き店舗等整備への支援を進めてまいります。

特産品開発については、町内で起業した事業者が、地元農産物を使った特産品の開発・製品化に取り組んでいるところであります。

雨竜町特産品開発協議会を通じて、更に、民間企業との連携、共同開発などを積極的に進めてまいります。

【地域の魅力を発信する観光の展開】

本年は、雨竜沼湿原がラムサール条約湿地登録20周年を迎えます。うりゅうを代表する観光スポットとして、引続き登山客の適切な受け入れとゲートパーク施設の維持管理・環境保全を図るとともに、町内商工業者ともタイアップした20周年協賛イベントの開催を進めてまいります。

更に、道の駅の機能を充実させるべく、株式会社雨竜町振興公社や雨竜町観光協会と連携を密にして、情報発信に努めてまいります。

観光客誘致の起爆剤として、引き続き、観光誘客促進雨竜割引事業を進めてまいります。

【雇用環境の創出と就業機会の確保】

就労ニーズの多様化、人材不足により、常時雇用者やパート職員の人材確保も難しい状況にあることから、既存企業・商店における経営強化のため、事業拡充支援等による雇用環境を創出し、就業機会の確保と充実に努めてまいります。

2. 明るく豊かな暮らしを守るまちづくり

【美しい景観と暮らしやすい生活環境の融合】

老朽化した既存住宅の長寿命化工事として「第2みどり団地」の外部等改善工事を実施し、また、わかば団地への良好なアクセスを図るため団地内道路を整備いたします。

空き家となっている公営住宅についても計画的な維持修繕を行い、良好な住環境の整備に努めます。

宅地分譲では、雨竜町定住促進団地残り4区画の早期売却を図るため、住まいる定住促進事業、子育て世帯の転入と省エネ住宅を促進する「こどもエコすまいる支援制度」を雨竜町土地開発公社と連携のもと、各種定住促進関係施策のPRを強化して町内外からの定住促進に努めてまいります。

農業集落排水事業では、本年度より、地方公営企業法に基づいた会計方式となり、経営状況と資産の明確化により、適切な経営に努めていきます。

また、老朽化した満寿地区汚水処理場の機器の更新工事を進め、良好な施設管理に努めます。

廃棄物の適正処理と環境衛生の向上については、関係機関と連携し、不法投棄の監視や啓発活動を進めるとともに、雨竜町廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物処理を適切に進めてまいります。

【安心・安全な暮らしの提供】

防災・減災対策では、防災行政無線の更新が本年完了となることから、連絡体制の

強化を図るとともに、防災にかかる意識向上のための教室や防災用備蓄品の充実を進め、常日頃から災害に備え万全な体制を整えてまいります。

交通安全対策については、悲惨な交通事故が起きないように関係機関とより一層の連携を図るほか、地域の老朽化した交通安全灯の修繕に対し補助を実施するなど、交通事故の抑止に努めてまいります。

また、近年多発している高齢者による交通事故の防止対策として、高齢者運転免許証返納サポート事業により、自主的な免許証返納を呼び掛けてまいります。

生活交通手段の確保対策では、雨竜町地域公共交通活性化推進協議会等の意見も参考とし、深川滝川線を存続するための対策を進めるとともに、引続きタクシー利用助成事業を実施してまいります。

道路管理については、計画的な維持補修工事の実施やミニロータリーの更新により、冬期間においても的確な除排雪作業を行い、安心安全な道路環境の確保に努めてまいります。

買い物支援対策では、雨竜町商業振興対策協議会の議論をもとに、お買い物バスの運行を継続してまいります。

【健やかに暮らし続けることができる環境の整備】

健康づくり・疾病予防・介護予防対策については、第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づき、健康寿命の延伸を目指して疾病の早期発見と重症化予防対策を主眼に、各種健診・健康教育・相談事業・訪問事業等を継続し推進してまいります。

各種がん検診、国保特定健診及び歯科健診については、自己負担の無料化を継続するとともに、定期的な受診を勧奨し若い時期から健康管理に役立てるよう周知に努めてまいります。

また、感染症予防対策については、新たに定期接種となる带状疱疹予防接種費用を助成し、疾病予防対策に努め、接種を希望する町民がさらに安心できる制度にしております。

国民健康保険事業については、引続き北海道国民健康保険運営方針を基に空知中部広域連合と連携してまいります。

妊娠・出産・子育て環境については、産後ケア事業の拡充、5歳児健診の実施、保育料の全額助成や、保育園の環境整備充実を図るなど、引続き子育てに優しい環境づくりに努めてまいります。

高齢者福祉については、第9期介護保険事業計画に基づき、生活支援体制整備事業及び認知症初期集中支援事業を継続実施し、高齢者支援サービスの拡充に努めてまいります。

また、いきいき館やパークゴルフ場については、利用者が快適に施設利用ができるよう努めてまいります。

障がい者福祉については、障害者総合支援法及び第7期雨竜町障がい福祉計画、第3期雨竜町障がい児福祉計画に基づき、利用者にとって総合的かつ適切にサービスが提供されるよう支援してまいります。

3. 明るい未来を描く教育・文化・スポーツのまちづくり

【健やかな成長を支える教育の充実】

雨竜町の豊かな自然、歴史や文化への理解を深めながら、社会の変化に対応し、自立の精神にあふれる子どもたちを育成する教育行政を推進してまいります。

「ふるさと ურიუ」に誇りと愛着を持つ児童生徒を育成するため、地域とともにある学校づくりを進め、これまでの小中一貫教育の経験を児童生徒の指導に反映し、家庭と連携した学校教育の充実に努めます。

一人ひとりの自己肯定感を高めるとともに、すべての人を価値ある存在として尊重し、共に支え合う心を育み、可能性を引き出す教育に取り組んでまいります。

学校法人田中学園立命館慶祥小学校との連携事業を推進し、学校間交流による子どもたちの様々な経験を通じて、教育の質の向上を図ります。

【仲間とふれあい笑顔あふれる生涯学習社会の形成】

一人ひとりが健康で心豊かな生活を送るため、生涯学習社会の形成による「地域づくり」、「人づくり」、「仲間づくり」を推進します。

子どもたちの健全育成と幼児から高齢者まで生涯にわたる学習活動の充実を図り、各種事業が学びに対する動機づけにつながるよう、学習機会の充実に努めてまいります。

心身ともに健康で明るく豊かな生活を送れるよう年間を通してスポーツの振興に努め、各スポーツ団体等と連携し、環境づくりや事業支援等を行います。

芸術文化の振興については、各種文化団体の育成や活動を支援するほか、札幌交響楽団を招へいたした「すまいるコンサート」の開催、文化活動への参加や優れた芸術文化に触れる機会の提供に努めます。

また、郷土伝統芸能保存活動に対する支援と推進を図ります。

社会教育施設の適正な維持管理に努め、有効活用の推進と利用改善に取り組んでまいります。

4. 住民参加による愛着のあるまちづくり

【地域コミュニティ活動の推進】

地域コミュニティを形成するうえで、町内会の役割は重要なことから、引続き地域住民と行政の連携を図るとともに、町内会活動や地域を主体としたコミュニティ活動の支援に努めてまいります。

【町に人を呼び込む活動の展開】

人口減少を緩やかなものとするため、町民の参加しやすいイベントの開催や、定住促進事業の拡充と防災対策強化により、安心して住み続けたいくなる「うりゅう」の魅力を町内外に向け情報発信してまいります。

ふるさと納税制度については、各種取り扱いサイトにおけるPRの強化、地方創生事業における学びの充実を目的とした小学生向け英語塾や、小学生向けプログラミング塾の開講による学習機会の拡充、都市からの交流人口増加を目的としたイベントの開催による地域活性化を図ってまいります。

地域おこし協力隊については、地域として必要とされる人材の確保に向け、新たな隊員の募集を進めてまいります。

【行政情報の積極的な提供と住民との対話の促進】

町ホームページ、広報うりゅう、防災行政無線を活用した町民に必要な行政情報を的確に伝えるため、情報発信に努めてまいります。

また、住民ニーズを的確に把握するため、町政懇談会や町内会長会議を通して、町政への意見反映に努めてまいります。

【行財政健全化の推進】

行政水準の向上を図るため、健全財政の維持に努め、各種経費の節減・合理化及び財源の確保に努めるとともに、地方債の繰上償還による将来を見据えた健全な財政運営と各種基金の適切な運用、行政資産の適正管理に努めてまいります。

また、事務事業の効率化を図るため、地方公共団体情報システム標準化に関する法律に基づいた整備を進めるとともに、広域で構成する一部事務組合、広域連合、及び中空知定住自立圏を構成する市町と緊密に連携し、継続して取り組んでまいります。

おわりに

以上、町政執行の所信と基本的な方針について述べさせていただきました。

令和7年度の一般会計予算総額は、対前年度当初と比べ2.2%減の38億5,000万円となっております。

少子高齢化・人口減少が進む中、地方自治体を取り巻く環境は年を追うごとに厳しさを増し、取り組むべき課題は複雑多岐にわたりますが、持続可能な行政運営を進めるためにも健全財政を堅持しつつ、幅広く町民の皆様のご理解をいただきながら行政課題の解決に向けて積極的に臨んでまいります。

議会議員各位におかれましては、令和7年度の一般会計予算並びに特別会計をはじめとする各般の議案について十分ご審議いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、町政執行方針といたします。

○議長（竹ヶ原利明） 以上で令和7年度町政執行方針についての説明を終わります。

次に、教育行政執行方針について教育長の説明を求めます。

糸谷教育長。

○教育長（糸谷尚徳） 教育行政方針を申し上げます。

令和7年雨竜町議会第1回定例会にあたり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

将来の予測が困難な時代にあって、これからを生きる子どもたちは、社会の変化に向き合い、一人ひとりがお互いの多様性を認め合いながら、自立的に生きる基礎や他者と協働して未来を切り拓く基本的な資質・能力を養うことが求められています。

全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一

体的に実現するためには、GIGAスクール構想により整備されたタブレット端末の更新をはじめ、効果的な活用とICT環境の充実、授業改善取組の推進により、子どもたちの学習活動を一層深めていかなければなりません。

地域の宝である子どもたちの健やかな成長と、「ふるさと うれう」に誇りと愛着を持つ「児童生徒」の育成を目指した雨竜町の特色ある学校教育を引き続き推進してまいります。

すべての町民が、生涯にわたって学習することに幸せを実感できる社会の実現を目指し、生涯学習社会の構築による「地域づくり」、「人づくり」、「仲間づくり」への動機づけを図ります。

文化やスポーツの振興を通じ、地域ぐるみで「いつでも・どこでも・だれでも」そして「みんないきいき・のびのび」と生涯にわたって学習活動に参加できるよう、「第7次雨竜町社会教育中期計画」に基づき社会教育を推進してまいります。

以下、具体的項目について申し上げます。

1. 学校教育

【学校経営】

子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を認識し、様々な社会的変化を乗り越えることができる資質と能力の育成を目指します。

施設一体型校舎の特性を生かした小中一貫教育による系統的な教育課程の編成を推進し、学力の向上とともに個性や能力を伸ばし、義務教育9年間で修了するにふさわしい学力・体力・豊かな心の育成に努めます。

教職員の資質・能力の向上を図るため、一貫教育の視点から共通の研究課題を設定するなど研修体制の充実を図り、指導方法の工夫、改善に取り組んでまいります。さらに教職員の不祥事防止については、コンプライアンスの確立に向けた校内研修等に取り組む、一人ひとりに強い自覚を促す指導を徹底します。

小学校と学校法人田中学園立命館慶祥小学校との連携事業を継続推進し、雨竜町の体験交流活動と田中学園の外国語教育を軸に児童及び教職員の相互交流を進め、資質や能力の伸長を図ってまいります。

【教育課程】

自分の学びを振り返り次につなげる、周りの人たちとともに考える、知識を関連付けて考えを形成する「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、教育課程の実施状況を評価し、適切な検証と改善を行い、教育の質の向上に努めてまいります。

子どもたちが地域や社会との繋がりの中から学びを深め、広げていく学校づくりを進めるとともに、まちの教育資源を活用した「ふるさとキャリア教育」を積極的に展開し、雨竜町としての特色ある教育活動を推進してまいります。

また、小学校と学校法人田中学園立命館慶祥小学校との学校間連携により、児童同士の相互学校訪問を継続実施、外国語教育やプログラミング教育の充実に努めてまいります。

【学習指導】

基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得を図り、学んだことの一つ一つの知識がつながり「わかる」「できる」「役立つ」が実感できる教科等横断的な学習を実践し、主体的な学習態度の育成に取り組みます。各種調査等の結果を分析し、学力・学習状況の把握・検証に努めるとともに、教員加配制度の活用及び教員免許を有する学習指導専門支援員の配置を継続し、学力向上対策と校内指導体制の強化を推進します。

また、小中学校教員が互いの教育課程の理解を深めるための合同研修を実施し、指導力の向上を図るとともに、相互乗り入れ授業による教育効果の向上に繋げてまいります。

学校における新たな基盤的ツールであるICTを効果的に活用し、多様な子どもたちを育成する「個別最適な学び」と個性を活かす「協働的な学び」の充実に向け、より一層の授業改善に努めてまいります。

【道徳教育】

「考え・議論する」道徳の授業を要とし、教育活動全体を通じて、人権に関する知識を身に付け、自立した人間として他者とともにより良く生きる基盤となる道徳性を養う授業に取り組み、自他を尊重する態度を育成します。雨竜町の豊かな自然、歴史や文化への理解を深め、教育活動全体を通じて「ふるさと ურიუ」に誇りと愛着を持つ児童生徒の育成を目指します。

また、昨年度に引き続き外部講師を招聘した研究授業を実施し、道徳教育推進教師

を中心に、全教職員で指導計画や指導方法の工夫・改善に取り組みます。さらに9年間を見通した「ピア・サポートプログラム」により、児童生徒の好ましい人間関係を育む取組を教育課程に位置づけ、道徳教育を推進してまいります。

【特別活動】

学校生活において連帯感や達成感を養い、児童生徒が自らの成長を実感できる特別活動の実践に取り組んでまいります。

社会や集団の一員としてより良い生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てるため、一人ひとりがお互いの「個性」を認め合い、助け合う望ましい人間関係を構築する活動を推進します。

【総合的な学習の時間】

課題解決や探究活動に主体的、協働的に取り組む態度や自らが課題を設定し、ねばり強く取り組む活動を通して解決する能力や表現力を身につける学習を推進し、積極的に社会に参画しようとする態度を育成します。

地域の教育資源を最大限に活用し、将来の人生観・社会観・職業観を培う職場体験学習や米づくり等の実習活動をPTAや町内関係団体の協力を得ながら進めてまいります。

【生徒指導】

一人ひとりの個性、能力、適性等を伸ばし、自己実現を果たすことができるようきめ細かな指導に努めてまいります。「命の大切さ」や「いじめを許さない心」を醸成するため、「雨竜町いじめ防止基本方針」に基づき、各学校及び小中学校合同での対策と取り組みを実施し、すべての子どもたちが「いじめは絶対に許さない」という意識を持ち、望ましい人間関係を築く力を育む指導を徹底してまいります。

いじめ、不登校、非行等の未然防止、早期発見、早期解決に向けて関係機関及び家庭と迅速に対応するとともに、スクールカウンセラーを積極的に活用し、児童生徒の心に寄り添うよう教育相談機能の充実に努めます。

【健康・安全指導】

児童生徒が健やかに成長するため、健康的な生活の習慣化と安全に対する意識の向上を家庭や地域と連携を図りながら進めてまいります。

新十津川町との学校給食共同実施において、雨竜町産農産物を含めた地産地消を推進し、安全で安心な給食を提供するとともに、食物アレルギーを持つ児童生徒については情報を共有し、「雨竜町学校給食における食物アレルギー対応」のマニュアルに基づき、適切に対応してまいります。

小学生を対象としたフッ化物洗口については、虫歯予防対策として継続実施いたします。

避難訓練や集団下校訓練を実施するとともに「一日防災学校」を行い、防災教育の充実に努めることとします。

また、情報化社会の進展に伴い、児童生徒一人ひとりが情報モラルの重要性と危険性を理解し、適正な活動を行っていくことが重要であり、引き続きSNS等の情報モラル教室をはじめ、薬物乱用防止教室を北海道警察や関係機関と連携し実施してまいります。

【特別支援教育】

特別支援教育コーディネーターを中心に情報の共有と適切な指導や支援に努めるとともに、特別支援教育支援員を配置し、きめ細かな支援体制の充実に努めてまいります。

教育的ニーズと本人、保護者の意向を把握、尊重し、個別の指導計画及び教育支援計画において、教職員が共通理解を図りながら児童生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばせるよう特別支援教育を推進してまいります。

【情報教育】

多様な子どもたち一人ひとりの個別最適な学びの実現に向け、資質・能力を確実に育成するICTを適切に活用した「教育の情報化」を積極的に推進します。

発達の段階に応じた情報活用能力が身につけられるよう学習活動の充実に努め、児童生徒が学校及び家庭において端末を有効に活用し、学習できる体制を構築してまいります。

【教育環境】

令和2年度にGIGAスクール構想の補助事業により整備した1人1台のタブレット端末は、故障の増加やバッテリーの耐用年数から更新時期を迎えており、第2期G

I G Aスクール構想の共同調達事業により更新を行うとともに、併せて現在の校内通信ネットワーク環境の判定と改善を行い、これからの学校教育の基盤となる I C T環境の一体的な整備を進めます。

中学校における部活動の地域移行について、生徒にとって望ましい持続可能な活動と学校の働き方改革の両立を目指して、北空知圏域市町との協議を進めてまいります。昨年度試行的に実施した農作業繁忙期における合同チーム練習時のスクールバス運行につきましても、本年度から年間を通じて送迎運行を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

新十津川町学校給食センターから提供を受けている学校給食は、令和7年度に給食費の価格改定が行われます。本町の子育て支援策として実施している学校給食費の助成につきましても、現行保護者負担額を維持し、新たな負担増とならないよう努めてまいります。

また、修学旅行費助成につきましても、助成限度額を引き上げ、引き続き実施してまいります。さらに就学に際しての援助制度が就学時前に必要となる世帯に対しましては、入学前適用に対応してまいります。

カナダトロント国語教室との交流については、派遣に向けた準備を進めてまいります。

【働き方改革】

限られた人的資源を効果的に活用しながら真に必要な教育活動に注力するため、学校における働き方改革を推進し、教職員が業務に専念できる環境を整備します。

また、教職員が休養を取りやすい環境を整備するため、長期休業期間中に学校閉庁日を設定するとともに希望する職員の在宅勤務についても対応します。

校務の効率化や事務作業に要する時間の縮減を図るための校務支援システム等 I C Tを積極的に活用した教育活動や業務を推進してまいります。

2. 社会教育

【幼児・青少年教育】

次代を担う子どもたちの健全育成を図るため、生後10か月の乳幼児をはじめ、保育園年中児、小学1年生及び中学1年生を対象とした「ブックスタート事業」を継続

し、家庭・地域・学校における読書活動の推進と読解力向上を目指し、環境整備を推進します。

小学生を対象とした「ちびっこチャレンジ教室」については、引き続き様々な分野の講師を招致し、町内での開催を主に実施してまいります。

また、小学校低学年以下を対象とした水泳事業につきましては、町営プールの休止に伴い、本年は試行的に学年を限定して町外施設を利用し進めてまいります。

今後も様々な体験活動と学習機会を提供するとともに、親子で参加できる事業も展開し、保護者の交流の場と子育て支援を行います。

さらに、雨竜高等養護学校の協力のもと実施している「ウッドスタート事業」をはじめ、「雨竜町ジュニアスクール」や、子ども会育成連活動への支援、小中学生を対象とした「リーダー養成講習会」を引き続き実施してまいります。

【成人教育】

幅広い世代の多様なニーズを的確に把握し、多くの人が参加しやすい環境づくりを進めるとともに、各種団体やサークル活動の育成支援を行ってまいります。健康づくりや体力づくりに関する教室など基礎から応用までを推進する一連の機会を設け、より多くの方に興味を持って参加していただけるよう教室内容の充実を図ってまいります。

【高齢者教育】

高齢者が明るく健やかで有意義な生活を送るため、健康を保持し、教養を深め、生涯にわたって学習できる雨竜町高齢者の学びの場「いきいき学園大学」を引き続き開催し、学習機会の充実に努めるとともに、レクリエーション、サークル活動への支援を行ってまいります。

【スポーツ振興】

北海道日本ハムファイターズとの連携協力による「キッズサマーキャンプ in 雨竜」をはじめ、女子バレーボールチームアルテミス北海道との共同事業により、運動教室等を開催し、幼少時からの体力づくりと身体を動かす楽しさを醸成することを目的とした様々な取組を展開します。

町民の年代に応じた健康維持や体力、運動能力向上のため、スポーツ・レクリエー

ションに親しむ機会の提供に努めてまいります。

【芸術文化振興】

雨竜町の文化活動を行う方々が発表する貴重な機会である「町民文化祭」の開催をはじめ、芸術や文化団体の育成と活動支援を行うとともに、芸術鑑賞事業等を実施します。

また、郷土伝統芸能を「うりゅう」の歴史的文化として次世代に伝承するため、郷土伝統芸能の活動に対して、積極的な支援を続けてまいります。

【社会教育施設等維持管理】

社会教育活動を行う上での拠点となる各施設の適切な維持管理と有効活用、さらに経費の削減に努め、利用者の視点に立った施設の環境改善に取り組んでまいります。

以上、令和7年度の教育行政に関する基本的かつ重点的な事項について申し上げます。

教育委員会といたしましては、子どもたちの健やかな成長を支える学校教育の充実と町民一人ひとりが健康で心豊かに、仲間とふれあい笑顔あふれる生涯学習社会の構築を目指すため、教育に携わる全ての関係者がそれぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、地域に根ざした教育行政の推進に最善の努力をしてまいります。

町民の皆様をはじめ議会議員各位、そして各関係機関団体のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

○議長（竹ヶ原利明） 以上で令和7年度教育行政執行方針についての説明を終わります。

◎議案第26号ないし議案第29号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号29、議案第26号 令和7年度雨竜町一般会計予算、日程番号30、議案第27号 令和7年度雨竜町国民健康保険特別会計予算、日程番号31、議案第28号 令和7年度雨竜町後期高齢者医療特別会計予算、日程番号32、議案第29号 令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計予算、以上4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

白川町長。

○町長（白川久純） ただいま上程いただきました議案第26号 令和7年度雨竜町一般会計予算。

令和7年度雨竜町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億5,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、5億円と定める。

第5条、歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)、各項に計上した給料、職員手当及び共済費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

続きまして、議案第27号 令和7年度雨竜町国民健康保険特別会計予算。

令和7年度雨竜町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,229万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、5,000万円と定める。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

続きまして、議案第28号 令和7年度雨竜町後期高齢者医療特別会計予算。

令和7年度雨竜町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億712万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

議案第29号 令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計予算。

第1条、総則、令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)、排水戸数694戸。

(2)、年間総汚水量15万2,373立方メートル。

(3)、1日平均汚水量417立方メートル。

(4)、主要な建設改良事業、満寿処理場整備事業6,400万円。

第3条、収益的収入及び支出、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益7,743万2,000円。

第1項営業収益2,900万円。

第2項営業外収益4,543万2,000円。

第3項特別利益300万円。

支出、第1款下水道事業費用8,499万2,000円。

第1項営業費用8,287万5,000円。

第2項営業外費用181万7,000円。

第3項予備費30万円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入7,910万円。

第1項企業債4,570万円。

第2項国庫補助金3,340万円。

支出、第1款資本的支出、7,730万1,000円。

第1項建設改良費7,278万6,000円。

第2項企業債償還金451万5,000円。

次のページに移ります。特例的収入及び支出、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ251万円及び240万円である。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道整備事業、限度額3,680万円、起債の方法は証書借入で、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。公営企業会計適用事業に関しては、890万円、起債の方法、利率、償還の方法は同じでございます。合わせて4,570万円を限度額とするものであります。

次のページに移ります。一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)、第8条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費506万1,000円。

他会計からの補助金、第9条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

1、分流式下水道に要する経費に対する補助金1,302万9,000円。

2、その他の経費に対する補助金365万円。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

以上、議案第26号から議案第29号まで、令和7年度雨竜町一般会計予算並びに雨竜町国民健康保険特別会計予算、また雨竜町後期高齢者医療特別会計予算、そして雨竜町農業集落排水事業会計予算についての提案とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

お諮りします。ただいま一括提案されました議案第26号から議案第29号までの新年度予算4件については、議長を除く全議員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これを付託の上、本会期中に審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第29号までの4件については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（竹ヶ原利明） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。

（午後 3時39分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

雨竜町議会議長

署名議員

署名議員

令和7年第1回雨竜町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和7年3月12日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸報告
 - 議会報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第26号 令和7年度雨竜町一般会計予算
- 第 5 議案第27号 令和7年度雨竜町国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議案第28号 令和7年度雨竜町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第29号 令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計予算
- 第 8 議案第30号 雨竜町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 9 議案第31号 雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第32号 雨竜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 発議第 1号 雨竜町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 会議案第1号 閉会中の委員会所管事務調査について

○出席議員（8名）

1番 吉見拓也	2番 佐々木 徹
3番 木村啓治	5番 吉本周治
6番 野村耕次郎	7番 沖田浩一
8番 須見栄一	9番 竹ヶ原利明

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

2番 佐々木 徹 3番 木村 啓治

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	白 川 久 純
農業委員会会長	高 島 智 之
代表監査委員	木 村 幸 一
副 町 長	源 英 博
会計管理者 (出納室長)	先 名 輝 彦
総務課長	安 田 尚 之
住民課長	高 瀬 則 道
産業建設課長	中 野 達 也
産業建設課室長	村 本 邦 広
産業建設課技術長	西 井 浩 司
総務課主幹 (総務)	梶 田 勝 也
総務課主幹 (企画財政)	長 原 康 雄
住民課主幹 (福祉生活環境)	青 柳 祐 揮 枝
住民課主幹 (保健)	佐々木 未 歩
産業建設課主幹 (農政林務)	宗 近 秀 靖
産業建設課主幹 (農村整備)	佐々木 督
産業建設課主幹 (商工観光)	小 川 智 代
産業建設課主幹 (建設管理)	西 井 浩 司

出納室主幹 (税務会計)	小川和宏
教 育 長	糸谷尚徳
教 育 課 長	瀧山智治
教 育 課 主 幹 (教 育)	北川 忠
農 業 委 員 会 長 農 務 局	中野達也
農 業 委 員 会 長 農 務 局 次	藤田岳民
監査委員事務局 書 記 局 長	小宮山 めぐみ

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	小宮山 めぐみ
主 査	石川 実砂希

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（竹ヶ原利明） おはようございます。ただいまの出席議員は8名であり、定足数に達しておりますので、令和7年第1回雨竜町議会定例会第9日を開会します。

本日の議事運営について議会運営委員長、沖田浩一議員より説明いたします。

沖田浩一議員。

○議会運営委員会委員長（沖田浩一） おはようございます。今定例会中の3月5日に受付が締め切られた一般質問について、3月7日、議会運営委員会を開催し、通告状況及び内容について確認をしておりますので、報告いたします。

受付状況は配付資料のとおりで、本日3件の一般質問を行います。

以上で報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 本定例会について地方自治法第121条第1項に基づく出席要求による説明員は、3月4日第1日目に配付した資料のとおりであります。

これより本日の会議を開きます。

議事日程について局長より説明させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 本日の議事日程について説明いたします。お手元に配付しております議事日程表を御覧ください。

令和7年第1回雨竜町議会定例会議事日程第2号。第9日、令和7年3月12日水曜日午前10時開議。日程番号1、会議録署名議員の指名。日程番号2、諸報告として議会報告。日程番号3、一般質問3件。日程番号4から7、議案第26号から第29号、新年度予算4件。日程番号8から10、議案第30号から第32号、条例の制定3件。日程番号11、発議第1号、発議1件。日程番号12、会議案第1号、会議案1件。以上を本日の議題とするものであります。なお、議件名については記載のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） ただいま局長に説明させた日程により進めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、令和7年第1回雨竜町議会定例会議事日程第2号のとおり進めることといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条により、

2番 佐々木 徹 議員 3番 木村 啓治 議員

を指名いたします。

◎諸報告

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号2、諸報告を行います。

議会報告を局長にさせます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） お手元に配付してあります議会報告書を御覧ください。今回は、令和7年3月4日から3月11日までの間のものです。

議会の動静、委員会の開催状況につきましては記載のとおりであり、説明を省略させていただきます。

以上で議会報告を終わります。

◎一般質問

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号3、一般質問を行います。

質問者は内容を簡潔明瞭に質問され、答弁者も簡潔に答弁願います。

質問順1番、次期雨竜町総合基本計画の考え方は。

1番、吉見拓也議員。

○1番（吉見拓也） 1番、吉見です。次期雨竜町総合基本計画の考え方について質問させていただきます。

雨竜町の振興計画は、平成28年度から平成37年度を年次目標とする雨竜町振興基本計画が策定され、産業振興、暮らしの向上、教育、文化、スポーツの充実、住民参加によるまちづくりの4つの大綱が掲げられています。また、令和3年には雨竜町総合戦略と雨竜町長期人口ビジョンが策定され、人口減少の抑制と活力あるまちづくりを目指す取組が行われてきました。平成28年に計画が策定された今から10年前の2015年は人口が2,681人でありましたが、本年2月末では2,036人と人口減少が加速する中、国立社会保障・人口問題研究所の推計においても10年後の2035年には1,584人、また2050年には990人まで減ると予想されています。

次期計画策定に当たり、町民の意見や意向を反映させるため、町民や児童生徒へもアンケートを行うなど雨竜町の将来ビジョンを広く捉えた計画の策定に取り組まれていくところでありますが、町政執行方針の中でも人口減少、少子高齢化、都市への人口流出に対する問題が述べられておりました。これまでの施策を検証しながら次の10年を見据えた総合基本計画策定に取り組まれていくところでありますが、持続可能なまちづくりのビジョンについてどのように考えているのか伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） 吉見議員からのご質問、次期雨竜町総合基本計画の考え方ということでお答えをさせていただきます。

令和7年からの雨竜町振興基本計画の樹立に向けて、昨年末に町民の皆さんを対象に一般世帯、小中学生、高校生に分けてアンケート調査を実施させていただきました。一般世帯のアンケートは285名、回収率30.2%、小学生は5、6年生37名、中学生は全学年51名、小中学生の回収率は100%でございます。高校生からは1名のそれぞれ回答をいただいたところであります。アンケートの結果、それから寄せられたご意見などを参考にさせていただいて関係機関、各団体のご意見、ご要望などを令和7年度中に整理をし、町の財政推計を行いながら新たな計画を策定していくこととなります。計画の内容は、基幹産業である農業の振興をはじめ、商工業の振興、公共交通の確保、公共施設の維持や適正管理、ライフラインである道路や上下水道などのインフラ整備、さらには教育や福祉の施策などを総合的に網羅した計画になるこ

と思います。

議員からのご指摘のとおり、本町の人口は2015年1月と比較してこの10年間に646人、24%減少しております。この急激に人口減少、少子高齢化に向かう中で将来とも持続可能なまちづくりを創造するには、移住、定住施策、子育て支援、雇用の場の確保、これらが重要となりますが、これほどこのまちでも同じ課題であると思います。少しでもこれからの人口減少を緩やかなものにしていくためにはいかにして雨竜の特徴を引き出し、強みを伸ばしていくか、ほかのまちにはないものを磨き、今はないものをつくり出し、新しい人を呼び込めるかにかかっていると思います。単に従来の計画を練り直して更新するのではなくて、新しい雨竜を創造するプランをつくり上げる、そういう思いを込めてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。本格的な議論はこれから始まることとなりますけれども、多くのご意見を聞かせていただいて、よりよい計画となりますように職員と共に一緒に汗をかいていきたいと考えております。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 1番、吉見拓也議員。

○1番（吉見拓也） 町長の答弁によるまちづくりのビジョンについては理解しました。

基本計画については、令和7年度中に意見や要望を整理し、策定していくと答弁されましたが、策定におかれましては振興基本計画策定協議会もあります。策定に向けてのスケジュールや協議会の構成員等の内容はどのように進めていくのでしょうか。

また、白川町長が掲げる子供たちに夢を、若者に希望を、お年寄りには安心をとありますが、町長の考える未来に向けた基本とする考えについて再度町長に伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） 吉見議員からの再質問にお答えしたいと思います。

計画策定に向けて令和7年10月までには素案をまとめて、順次皆さんに周知をしていきたいと考えております。策定協議会の構成員としては、町内の公共的諸団体、学識経験者等の参画を予定しているところであります。

この計画は、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示す長期的なまちづくりの

展望を町民と共有する最上位計画となります。未来を見据えた持続可能なまちづくりに重点を置き、地域経済の強化、環境に配慮した事業、人口減少、少子高齢化への対応、交通やインフラ整備、デジタル化の推進、防災、減災対策、文化、教育、スポーツの振興など、地域の特性を生かした長期的な目標を定めてまいります。この計画の基本となるのは、何よりも健全な財政運営を維持していくことが必須であります。これは、今を任された者の責任であります。将来に向かって無限の可能性を秘めている子供たちが夢に向かって挑戦することができるように教育、子育ての教育環境整備を図ること、農業後継者、新規就農者、商工業の後継者、町内の事業所で働く従業員など若者が希望を持って生き生きと働き、生活できるように産業、雇用の振興を図ること、仕事を離れたお年寄りが住み慣れたこの町で安心して住み続けられるように福祉の充実を図ること、これらの施策を計画の柱としていきたいと考えております。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 1番、吉見拓也議員。

○1番（吉見拓也） 策定に向けたスケジュールや策定協議会の構成、また町長の柱となる未来に向けた基本的な考えは理解しました。

今回の策定に向けて人口減少など多くの課題があるところではありますが、健全財政を維持しつつ、町民や児童生徒、高校生へのアンケートから得た意見や子育て世代等の幅広い意見を取り入れ、振興計画策定協議会と共に十分に協議していただき、10年後もこの町に住み続けたい、子供たちに夢を、若者に希望を、お年寄りには安心を感じられる持続可能なまちづくり計画の策定に期待しています。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） 再々答弁となりますけれども、今この吉見議員からお話ありましたように、私の政治信条としている子供たちに夢をというのが一番最初に出てきておりますので、子育て世帯の皆さんのお声を十分参考にさせていただくと、これはもちろんのことだと思います。特に令和6年3月に、第3期になりますか、雨竜町の子ども・子育ての基本計画、このアンケートが実施されております。それから、7年3月にこの計画を策定するということになってございます。それから、先ほどお話し申

し上げました一般の皆さんからのアンケートの回答、この中でもやはり子育てに関するご意見というのは多数寄せられておりますので、やはりこれからは将来を担う子供さん、その子供さんを育てる子育て世代の皆さん、若い人たちの声、これがやはり一番の基本になるというふうに考えておりますので、特にそういうところ、そういう関係者を中心にご意見を賜って、よりよい計画になるように皆さんのご協力も併せてお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹ヶ原利明） 質問順2番、防災サポーターの導入について。

6番、野村耕次郎議員。

○6番（野村耕次郎） 6番、野村でございます。防災サポーターの導入についてと題してお伺いさせていただきます。

近年、地震や豪雨等の自然災害をはじめ、国際紛争など様々な危険への対策と地域住民を守る安全確保は重要であります。特に避難行動要支援者への対応は、地域社会全体の責任であると考えます。雨竜町防災計画や雨竜町国民保護計画等により災害対策本部、避難所の設営及び運営などの対応が定められ、訓練がされているところでございます。実際の災害時には、住民の予想もしない混乱が想定されます。町職員だけでは対応が困難であったり、町内会のつながりも薄くなっている地域もあろうかと思っております。そのような状況に備え、災害対策本部と住民との橋渡し役、避難所や避難者の対応をしていただける方がいらっしゃることでスムーズな対応につながることから、自治体でも整備されている登録制の防災サポーターを他町でも導入していることから望ましいのではないかと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） 野村議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、近年における災害は多岐にわたり、予想もしない災害が本町でも起こり得る可能性があります。このことから、常日頃より備えや防災に係る意識の向上は重要であることは再認識しているところであります。災害時に頼れるリーダーとして防災サポーターを導入している自治体があることは承知しております。また、登録制であることから、防災対策意識の高い方の即戦力としての期待がされているというところであります。一般的にこの防災サポーターとしての活動内容として、先ほど

お話ありましたように防災に対する知識、技能の習得、防災意識の普及啓発、避難所の開設や運営などが考えられます。

本町における対応としては、雨竜町災害時等避難行動要支援者登録により、お体に障害のある方、要介護認定の方、高齢者のみの世帯、高齢者だけで住まわれている世帯、それから妊産婦や乳幼児などの方を対象に、登録制ではありますが、万が一に備えた名簿を作成して町内会長にお渡しし、災害時の連携協力についてをお願いをしているところでもあります。また、令和2年に全面的に見直した雨竜町地域防災計画を基本として併せて作成された避難所運営マニュアルにおいて、災害から発生24時間以内の災害初動期、24時間から3週間程度の展開期、3週間以降の再構成期といった時系列における運営のほか、町内会、避難者、避難所担当職員、施設管理者、災害対策本部、それぞれの役割を定めて災害時の混乱をなるべく防いでいくという対策を取っているところでもあります。実際にこの形で大きな災害で対応したことがないので、まだ今はマニュアル段階でありますけれども、そういうマニュアルを策定しているところでもあります。

さらには、防災ボランティアとしてのボランティアとの連携として、雨竜町社会福祉協議会で設置する雨竜町災害ボランティアセンターというものがあります。また、日本赤十字社との協力もありまして、この本町の連携がいわゆる野村議員がおっしゃる防災サポーターとしての役割を担っているというふうに考えております。引き続き町内会、関係機関、町民を対象とした訓練等を実施し、自助、共助における防災対策に対する意識向上と連携の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 6番、野村耕次郎議員。

○6番（野村耕次郎） 防災サポーターや防災支援体制については、計画の下、準備されていると理解いたしました。

町政執行方針に安心、安全な暮らしの提供として日頃からの災害への備えも言われておりますことから、災害の備えの中で自助や共助、意識向上や連携は重要であります。災害を想定した訓練は、町、消防、警察等による共同の訓練や町で備えている防災備品を見て確認する、使用してみることが町民の安心、安全につながるものと考え

ます。今後の訓練や研修についての考えについても再度町長に伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） 野村議員からの再質問にお答えしたいと思います。

令和2年、これはコロナの時期でありましたけれども、この時期の訓練としましては職員に限定した訓練を行いました。コロナがある程度落ち着いてきてから町民の方を対象とした内容では、令和4年に第8、9町内会、令和5年には第7、それから第10町内会の合同訓練、北海道雨竜高等養護学校での防災学校へ町職員が出向いた装備品等の説明、これは実際に組立ても行っております。それから、去年、令和6年には気象庁の職員に本町へ来ていただいて、議員皆さんも参加していただいたと思えますけれども、職員と共に気象防災ワークショップというものを行いまして、防災用テント、段ボールベッドの組立て、それから災害食を食べていただく体験など、意識向上を図ってきたところであります。また、令和2年以降は小中学校で一日防災学校が実施されておまして、こちらにも職員を派遣しているというところであります。

今年、令和7年におきましても町内会や各団体へ訓練の呼びかけを行っておるところであります。専門的な内容の研修会を開催できないか、今調整しているところではありますが、身近な方にもぜひお声がけをしていただければなというふうに思います。さらには、町、消防、警察等による共同の訓練も行ってはどうかということもご意見としてございます。これは、定期的な関係機関による連携訓練がされております。今後も本町としては多くの町民の皆さんにまずは関心を持ってもらい、災害への備えの基本となる自助、自分たちでできること、そして共助、地域の皆さんと一緒にできること、これらを重点に置き、意識の向上を進めていきたいと考えております。

また、必要に応じて、今現在の防災備蓄している装備品ですとか、それから訓練の内容ですとか、ハザードマップですとか、それから先ほどご質問ありました要避難者の対応ですとか、そういうものは町の広報ですとか、ホームページですとか、そういうところにも随時掲載をしていつも見られるように、皆さんの意識、少しでも防災意識高められるような、そんな取組もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 6番、野村耕次郎議員。

○6番（野村耕次郎） 先ほど説明に当たりまして、いろいろな講習が行われてきた。そして、今年も講習計画があるというようなお話でございますので、多くの受講者が聞いていただき、防災意識を高めていただきたいと申し上げ、質問を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 野村議員、まず質問席に戻ってください。野村議員に申し上げます。もし答弁が要らないのなら、答弁要らないといっても終わってから自席に戻ってください。

白川町長。

○町長（白川久純） 再々質問にお答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、常日頃の訓練、それから、要援護者といいますかね、支援の必要な方々、これは個人情報もありますので広くは出せませんが、まずは町内会の会長さんにはそういう名簿をお渡しして、そしてそれは登録制ですから、登録するというご自身の意思表示の下、なっております。ただ、やはりなかなか通常ではいざとなったときにそういう方にどういう支援ができるかということがあろうかと思っておりますので、常日頃町が進めているそういう訓練ですとか、それから避難所運営ですとか、そういうことを皆さんに広くお示ししながら、少しでも参加していただきやすいような訓練を計画するということが大事だと思っておりますので、どうか皆さんのほうからも参加についての呼びかけをしていただければありがたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 質問順3番、白川町政1期目の折り返しを迎えて。

8番、須見栄一議員。

○8番（須見栄一） 8番、須見です。白川町政1期目の折り返しを迎えてを質問させていただきます。

令和5年4月27日、白川町長が町政のかじ取り役として就任され初登庁され、2年がたとうとしております。当時を思えば長引くコロナ禍にもありましたが、5月には5類感染症になり、各種の制限も緩和に向かいましたが、決して安心のできる状況ではなく、町長も先が見えない中、感染対策と経済の停滞などを最小限に食い止める対応に尽力されました。令和7年度の町政執行方針の中に述べられてもおります少子高齢化の急速な進行、全国各地で発生する大規模災害、また住民生活では燃料、野菜

をはじめ、生活物資などの価格高騰などが家計を圧迫しております。さらには、思いもよらない米の販売価格が高値で推移をしている状況にあります。農家にとっては、買取り価格に連動した収入増にありがたい反面、生産物の流通不足は長期化するなど、令和の米騒動などの異常事態には戸惑いも感じておりました。このような中でも白川町長は、産業振興と経済対策、また住民生活、福祉の向上、教育予算の確保など、就任から2年、まずは白川町長の思いが政策に反映されたのか、どのような思いを持たれたのかを伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） 須見議員からのご質問、白川町政折り返しを迎えてというご質問にお答えをしたいと思います。

令和5年4月に無投票で当選の榮に浴させていただきましてから、以来町民の皆様にご理解と特段のご協力をいただいております。今日に至っておりますことを改めて心からお礼を申し上げます。

この間私は、平成28年度に策定された第5次の雨竜町長期振興計画に沿って町の基幹産業である農業政策を中心に商工業の振興、教育、福祉の充実など、従来の各種施策を継承しつつ、事業内容の拡充を図りながら健全な財政運営を心がけてきたところでもあります。議員からお話ありました新型コロナウイルスの感染症、これが第5類感染症となった今も日々の生活に少なからず影響が及んでいると思いますし、加えてエネルギー価格や諸物価の高騰など生活不安に拍車がかかっている状況にあります。町内においては、事業所の閉鎖が相次ぐ中、新しい取組が進むなど少しずつにぎわいも生まれてきております。また、新たな農業後継者や新規就農者も生まれ、育ってきております。

議員からのご質問の私の思いが政策に反映されたのか、どのような思いを持ったのかという問いに対する答えでありますけれども、継続事業を優先しながら進めてきましたが、新たな取組に対する施策を組み立てたものの結果は伴っていないというふうに感じております。農業の基盤整備は進みましたが、一方で特に定住対策でありますとか人材育成事業などについては施策の効果が現れていないというふうに思っております。これは、町政を任された以上、結果を出すことが求められておりますの

で、その意味ではこの2年間を振り返り、行政運営の厳しさを改めて痛感したというところでもあります。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 8番、須見栄一議員。

○8番（須見栄一） 雨竜町の令和7年度予算においても依然として経常経費の比率は高い中、これから予定される国営農地再編整備事業、暑寒ダム、2期地区事業等の償還など小規模自治体にとっては厳しい財政運営が強いられる中で、町長は持続的な発展のために定住促進事業をはじめとする各種政策を推進されております。これらを一層効果のあるものとするためには、まずは住んでいる住民にとって町が魅力的に見えること、次に地域に住んで楽しい、そして生活には安心、安全を感じる暮らしが送れることが大切と考えております。激変する大変厳しい時代ではありますが、時には大胆な発想と情報発信も必要と思います。任期4年のうち折り返しを迎えた今後2年間、どのような方向性を持って町政を前に進めるのか、再度町長のお考えを伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） 再質問にお答えしたいと思います。

質問にありましたとおり、国営農地緊急再編整備事業、それから国営の施設応急対策事業、この完成とともにこれらの事業に対する町が負担すべき償還が今始まろうというふうな時期にあります。まさしく私の任期折り返しの時期に本町にとっては大きな財政出動が始まると、ここをしっかりと対応していくことが何より重要だというふうに考えております。そのことがこれからの雨竜町の行財政運営を大きく左右するターニングポイントになるというふうに認識しており、私に残された任期は次の時代へ健全な財政を継承していくための大切な2年間であると考えております。

また、今年、令和7年度は新たな長期計画を策定する年に当たりますけれども、議員がご指摘のとおり、住んでいる住民にとって町が魅力的に見える、地域に住んで楽しい、安心、安全な生活を感じ、送ることができるように、人口減少、少子高齢化が進むこれからの将来を見据えて任期残り2年間、持続可能なまちづくりへとつなげていけるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。議員からの時には大胆にというご指摘は、私に対する叱咤激励をいただきものと感謝をするとともに、

情報発信が足りないのではないかということは反省をしているところであります。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 8番、須見栄一議員。

○8番（須見栄一） 最後に、繰り返しになると思いますが、様々な諸課題に対して結果として伴わないなど、決して平たんな道のりではなく、厳しい現状であったと思います。これからもまだまだ先の見えない現状であります。次々と発生する事案など山積しております。答弁の中にもありましたように、今後の雨竜町の行財政運営が重要課題となり得るならば、さらに厳しい現状が想定されます。町長は、スポーツは剣道をやっておられます。鋭い見極めがさらに今後も重要となっていきます。折り返しを迎えた中で、今後の諸課題など時代背景に合った議論を重ね、令和8年からスタートする第6次雨竜町長期振興計画とともに持続可能なまちづくりを行い、さらなる期待をして質問を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） 再々質問になるかと思えますけれども、厳しい時代であることは間違いありませんので、そのためにはやはり今しっかりとこの後つなげていけるように、将来にわたって持続可能な行財政運営が進むことができるように、今は財政の健全化を第一に考えて進むときだというふうに考えております。先ほど剣道のお話ありましたけれども、鋭い見極めというのありました。確かにそうなのですけれども、一番大事なのはためなのです、いかにためれるか、そこが肝だというふうに思います。お金ためるという意味ではないです。気持ちをためるという部分で、そこがないと鋭い動きができませんので、そこはしっかりと足元を固めていきたいというふうに考えています。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（竹ヶ原利明） 以上で一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

◎議案第26号ないし議案第29号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号4、議案第26号 令和7年度雨竜町一般会計予算、日程番号5、議案第27号 令和7年度雨竜町国民健康保険特別会計予算、日程番号6、議案第28号 令和7年度雨竜町後期高齢者医療特別会計予算、日程番号7、議案第29号 令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計予算、以上4件を一括議題いたします。

本件は、3月4日に開催された本定例会第1日に提案され、議長を除く全議員が委員として構成する予算審査特別委員会を設置し、審査するよう議決されました。予算審査特別委員会では3月4日、5日及び10日の3日間委員会が開催され、審査を実施、会議規則第40条の規定に従い、その結果について委員長から議長宛てに報告書が提出されました。その写しをお手元に配付してありますので、委員長より報告を受けます。

須見委員長。

○予算審査特別委員会委員長（須見栄一） 雨竜町議会予算審査特別委員会報告書。

議案第26号 令和7年度雨竜町一般会計予算、議案第27号 令和7年度雨竜町国民健康保険特別会計予算、議案第28号 令和7年度雨竜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第29号 令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計予算。

本委員会に付託された上記案件の審査の結果、次のとおり決定したので、雨竜町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

令和7年3月10日、雨竜町議会議長、竹ヶ原利明様、雨竜町議会予算審査特別委員会委員長、須見栄一。

記、審査の経過。令和7年3月4日及び5日、10日の3日間委員会を開催し、2日目より各会計予算の説明を受けるとともに、疑義、問題点について関係職員の出席を求めて慎重審査を行い、3月10日閉会いたしました。

審査の結果。議案第26号は原案のとおり可決、議案第27号は原案のとおり可決、議案第28号は原案のとおり可決、議案第29号は原案のとおり可決。

以上で報告終わります。

○議長（竹ヶ原利明） これより質疑に入ります。

議案第26号から議案第29号までの委員長報告について、質疑があれば受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第26号 令和7年度雨竜町一般会計予算について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号 令和7年度雨竜町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和7年度雨竜町国民健康保険特別会計予算について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号 令和7年度雨竜町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和7年度雨竜町後期高齢者医療特別会計予算について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 令和7年度雨竜町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計予算について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号 令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第30号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号8、議案第30号 雨竜町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長(源 英博) ただいま上程いただきました議案第30号 雨竜町犯罪被害者等支援条例の制定について。

雨竜町犯罪被害者等支援条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

説明といたしまして、犯罪被害者等への支援を目的とした基本事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、担当課のほうから説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） 裏面の雨竜町犯罪被害者等支援条例案を御覧いただきたいと思っております。第1条、目的といたしまして、この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関し、関係機関の責務、それと支援の基本となる事項を定め、被害者の被害の回復、また軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目的とするものでございます。

2条、定義といたしまして、条例における用語についてを定めております。

第3条には基本理念とした被害者の立場に配慮した支援の内容、第4条、第5条、第6条におきましてはそれぞれ町、町民、事業者における責務の定めについて、第7条、相談及び情報の提供としたサポート体制と窓口について、第8条には見舞金の支給について、第9条、日常生活の支援としての関係機関との連携、第10条、こちらには安全の確保を目的とした情報の取扱い、第11条には住居の安定と被害者防止における必要な施策について、第12条には町民及び事業者の理解の増進とした広報、啓発について、第13条、学校における支援について、第14条、個人情報の適切な管理等を定められているものでございます。

附則、第1項、施行期日、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第2項、経過措置、第8条の規定による見舞金の支給は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

以上、議案第30号 雨竜町犯罪被害者等支援条例の制定についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第30号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 雨竜町犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号9、議案第31号 雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長(源 英博) ただいま上程いただきました議案第31号 雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課のほうより説明させます。

○議長(竹ヶ原利明) 安田総務課長。

○総務課長(安田尚之) 記、雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

説明、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧ください。改正案により説明をさせていただきたいと思っております。第8条の2、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限におきまして、超過勤務の免除の対象となる範囲につきまして、第2項及び第4項にござい

ますけれども、3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するという者に拡大をするものでございます。

続きまして、2ページのほうを御覧いただきたいと思います。第15条、介護休暇におきましては、今回追加される第17条の2の説明に関する文言を追加するものでございます。

第17条の2、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等、第17条の3、勤務環境の整備に関する措置といたしまして、研修、相談体制、勤務環境の整備などについて定めるものでございます。備考欄にございますけれども、仕事と介護の両立支援等に関する周知の強化等を追加する内容でございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。附則といたしまして、第1項、施行期日、この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

第2項、経過措置、この条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求を行おうとする職員は、施行期日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

以上、議案第31号 雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第31号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号 雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号10、議案第32号 雨竜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第32号 雨竜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年3月4日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課のほうより説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） 記、雨竜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

雨竜町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

説明といたしまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。改正案といたしまして、第18条、部分休業の承認の第3項におきまして、下線部分の根拠法令の条項を改めるものでございます。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第32号 雨竜町職員の育児休業に関する条例の一部改正についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第32号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第32号 雨竜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎発議第1号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号11、発議第1号 雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

須見栄一議員。

○8番(須見栄一) 発議第1号、令和7年3月4日、雨竜町議会議長、竹ヶ原利明様、提出者、雨竜町議会議員、須見栄一、賛成者、雨竜町議会議員、沖田浩一、賛成者、雨竜町議会議員、吉見拓也。

雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び雨竜町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

1ページおめくりください。雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

詳細につきましては、担当より説明を願います。

○議長(竹ヶ原利明) 小宮山局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 記、雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を別紙のように改正する。

説明といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚めくっていただき、雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明いたします。改正案及び備考の欄により説明申し上げます。第2条、定義のうち、ページ中ほどになりますが、第10項中、3行目から4行目、「第2条第8項」を「第2条第9項」に、もう一か所、第12条、利用及び提供の制限中の表のうち、新旧対照表2ページの中段より若干下にあります第38条第1項第1号の規定の適用において、右の欄、下から4行目、「第2条第9項」を「第2条第10項」とするものについては、先ほど説明で申し上げました行政手続における特定の番号を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正に伴い、本条例を改正するものであります。

それ以外における1ページから5ページまでの下線により改正している箇所においては、備考欄にあるとおり、今回の改正に合わせ、文言を修正するものであります。

5ページ下段、附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で発議第1号 雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。発議第1号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号 雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎会議案第1号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号12、会議案第1号 閉会中の委員会所管事務調査についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 会議案第1号 閉会中の委員会所管事務調査について。

閉会中の所管事務調査について、各委員会より次のとおり申出があったので許可することについて付議する。

令和7年3月4日提出、雨竜町議会議長、竹ヶ原利明。

記、委員会名、議会運営委員会。件名、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、令和7年第2回定例会まで。

委員会名、行政常任委員会。件名、社会教育施設の今後の在り方。調査期間、令和7年第2回定例会まで。

以上で説明を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 質疑があれば受けます。

(「なし」の声あり)

○議長（竹ヶ原利明） 本案は質疑もないので、原案のとおり決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、会議案第1号 閉会中の委員会所管事務調査については、申出のとおり許可することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（竹ヶ原利明） 以上で本議会に付議された議案全部の審議が終了しました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和7年第1回雨竜町議会定例会を閉会します。

（午前11時28分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

雨竜町議会議長

署名議員

署名議員